

会期日程表（第4回 能登町議会定例会）

平成19年12月

会期	日	曜	開議時刻	摘要
第1日	7	金	午前10時00分	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 会 期 の 決 定 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 請 願 ・ 陳 情 上 程 趣 旨 説 明 ・ 委 員 会 付 託
第2日	8	土		休 会
第3日	9	日		休 会
第4日	10	月		休会（常任委員会）
第5日	11	火		休会（常任委員会）
第6日	12	水	午前10時00分	一 般 質 問
第7日	13	木	午前10時00分	一 般 質 問
第8日	14	金	午前10時00分	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 会 閉

開 会（午前10時00分）

開 会・開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまから、平成19年第4回能登町議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（新平悠紀夫）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、15番久田良平君、16番石井良明君を指名いたします。

会期の決定

議長（新平悠紀夫）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの8日間にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月14日までの8日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（新平悠紀夫）

日程第3「諸般の報告」を行います。
11月21日、石井良明君から一身上の都合により、総務常任委員長を辞任したいとの申し出があり、12月4日の委員会において承認され、新たに総務

常任委員長に向峠茂人君、同副委員長に山本一朗君が互選されましたので、ご報告いたします。

地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたのでご了承願います。

本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案12件が提出されております。また、監査委員から、平成19年度8月分、9月分、10月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承をお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

ここで、暫時休憩いたします。 (午前10時04分)
議員全員協議会を開きますので、2階全員協議会室にお集まり下さい。

再 開

議案第79号～議案第90号

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前10時58分再開)

日程第4 議案第79号「平成19年度能登町一般会計補正予算」から、日程第13 議案第88号「平成19年度能登町水道事業会計補正予算」までの10件及び、日程第14 議案第89号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第15 議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで2件、併せて12件を一括議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長持木一茂君

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日ここに、平成19年第4回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控え何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

本年も残すところあと1カ月足らずとなり、日々寒さが増して参りました。

この間、議員各位のご協力を得て、町民及び職員には、大きな痛みを伴うことになりましたが、財政健全化に向けた行財政改革の取り組みを着実に推し進めてまいりました。

その結果、事務事業の見直し、内部管理経費の節減、職員定数の削減及び期末勤勉手当の削減等により、平成17年と18年の2年間で「9億3千2百万円」もの財源を捻出いたしました。

しかしながら、このような努力にもかかわらず、財政再建の道のりはまだまだ遠く、去る11月21日に新聞紙上で発表された県内19市町の財政状況は、4指標のうち3つまでもが、昨年度と同様に能登町が最悪であるという状況であります。

そのため、引き続き施策の選択と集中並びに行財政改革による歳出の抑制と、歳入確保の努力が必要であります。このように、厳しい時代であるからこそ、全職員が協働のまちづくりの推進に、町民と「心」を通い合わせながら、職員自らはもとより地域住民と一丸となって「奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまち」の創造に全力を尽くす所存ですので、議員各位には一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、今年1年を顧みますと、今年一番の事件であります「能登半島地震」が発生しました。

地震発生後、県内をはじめ、全国各地から心温まる救援物資や義援金をお寄せいただき、あらためて心からお礼を申し上げます。

災害義援金については、石川県の義援金配分委員会及び能登町配分委員会の決定を受け、6月から順次配分を行い、県と町とを合わせた総額は1,142件で5,875万円であります。

被害を受けられた皆様には、1日でも早く生活が再建できますよう、心からお祈り申し上げます。

6月には、積年の悲願であり、石川県内初となるテニスの国際大会を能登町で開催することができました。

当初は、能登町に世界各国から何人の選手が集まるか心配しましたが、約70人もの選手が集まり、日本や海外の若手プロ選手がこの地で熱戦を繰り広げました。

本大会は、国際的な視点でも国内外の交流人口の拡大につながるとともに、能登町の良さを全国にアピールし「元気宣言、能登」を全国に発信できたものと考えております。

本大会を無事終了できましたことは、ボランティアの方をはじめ、ご協力をいただいた関係各位のご支援の賜と厚く感謝を申し上げます。

また、8月には、1時間雨量が65mmという記録的な集中豪雨により、町内各地で甚大な被害が発生しました。

町といたしましては、被害を最小限に食い止めるため、あらゆる施策を講じながら、災害に強い町づくりに努力する所存です。

さて、10月1日には、「緊急地震速報」がスタートしております。

この速報を防災行政無線に利用することについては、現在、消防庁において全国瞬時警報システムを用いた、緊急地震速報のモデル実験を行っていますので、町といたしましては、その結果を踏まえ、この「予告」情報を有効に活用できるよう検討して行きたいと考えております。

地震の体験を風化させることなく、その教訓を生かして、防災・危機管理体制を強化するため、去る10月21日に第1回能登町防災総合訓練を宇出津新港緑地公園を主会場として実施しました。

各種団体及び地域住民を合わせた参加者は1,300人にもものぼり、地震後の関心の高さを裏づけるものとなりました。

今後とも私をはじめ全職員が一丸となって防災・減災対策に取り組む所存です。町民の皆様におかれましても、この訓練を機会に、大切な家族を守るため「家庭の防災」について今一度考えていただきますようお願いいたします。

11月には、第2回能登町顕彰条例表彰式を行い、福祉に功績のありました「三宅セツ子」氏を表彰いたしました。

また、8月にお亡くなりになられた能登町の名誉町民であります「羽根万象」先生の追悼展が、羽根万象美術館で開催され、11月17日には、町と羽根家との合同により「偲ぶ会」を開催しました。

当日は秋晴れのもと、ご遺族関係者や議員各位をはじめ、町内外から150名ものご参列を頂き、改めて先生のご偉業に感謝するとともに在りし日をしめやかに偲びました。

先生の力強い作品に囲まれた中で、参列した全員で献花を行い、町民の皆さんとともに先生のご冥福をお祈りいたしました。

偲ぶ会を厳粛に無事終了出来ましたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、地元金融機関が取りまとめた7月から9月の中小企業景況調査によりますと、能登地区の観光業は、地震直後の厳しかった前期と比べるとやや改善したものの、懸念されていた風評被害はそのまま観光客の入込み客数に表れ、様々な復興PRイベントもいったん離れた客を呼び戻すまでには至っていないとのことです。

以前より冬季間は観光客の入込みが減少する時季ですが、石川県漁協能都支所は、能登で水揚げされた寒ブリを「宇出津港のと寒ぶり」とする商標

登録を特許庁に出願し認められました。

鮮魚のブランド化は低迷する魚価を安定させ高める効果が高いと言え、ブランド化された魚を通じて、その土地の知名度が上がり交流人口の拡大も期待できます。

また、12月1日からスタートいたしました「能登井」は、能登の食文化を発信する新たな地域ブランドとして、奥能登2市2町が連携して全国発信することにしておりますが、「能登井」を通じて「宇出津港のと寒ぶり」をアピールできるものと期待しております。

高く売れる魚づくりは、漁業の担い手を確保するうえでも大事なことであり、冬の日本海を代表する「のと寒ぶり」のブランド化に向け、漁協と町が一丸となって努力して行きたいと考えております

また、地名を冠した魚のブランド化は、その土地の魅力が加わってこそ発信力が強まります。

このたび、能登町の魅力を伝える手段として、「能登町百景」を決めさせていただきました。

「能登町百景」は、地域の愛着を高めるとともに、能登町のすばらしい眺めを全国発信し、より多くの方に能登町のすばらしさをお伝えするものですので、議員各位におかれましても、能登町のPRにお使いいただければ幸いに存じます。

さて、福田首相は、就任後初の所信表明演説において、「自立と共生」を基本に政策を実行し、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心の国」づくりを表明し、地方再生への構造改革を進めていく考えを明らかにしました。

苦しい時代を乗り越えようとする時期、「癒やし」に続くのが「希望」かもしれません。

しかし、いま能登町に希望をもたらすものは漠然とした願望ではなく、「将来についての具体的な展望」であります。

そのためには、能登町が持つ豊かな財産を活用したまちづくりを推進するためにも、町民一人ひとりの熱意と行動がぜひとも必要であります。

行政改革は、組織が社会の要請にどうやって応えていくかを考えるための戦略であり、組織の未来を切り開いていく原動力であります。

それが、能登町を危機から救い、町民の信頼を得て再び輝きを取り戻すことにつながると考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位には、格別のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会にご提案いたしました議案12件につきまして、逐次ご説明いたします。

議案第79号から第88号までは、一般会計、特別会計及び公営企業会計予

算の補正であります。

事業費等の変更や確定、人事院勧告に伴う国の給与関連法令の改正や人事異動による人件費の会計間調整等の組み替えや追加を行い、今回補正予算として提案させていただきました。

また、財政健全化計画、公営企業経営健全化計画を策定し、国と協議の上5%以上の政府資金や公庫資金からの借入金について借換え又は繰上償還の実施を行うこととして公債費の計上をいたしておりますので宜しくお願いいたします。

議案第79号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第6号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2千6百21万5千円を追加し、予算総額を百50億5千7百97万3千円とするものです。

はじめに、歳出から説明いたします。

第1款「議会費」の減額は、職員の人事異動による人件費の調整を行ったものであります。

第2款「総務費」では、1千2百7万8千円の減額を行いました。

第1項「総務管理費」のうち、第1目「一般管理費」の減額は、職員人件費の調整を行った他、後期高齢者医療広域連合派遣費を3款へ振り替えるなど事務費の調整を行ったものであります。

第2目「文書広報費」は、有線放送事業特別会計への繰出金を減額し、第5目「財産管理費」では、旧柳田第二保育所跡地の測量費や遊具の解体費用を追加いたしました。

第7目「企画費」の減額は、土地利用規制対策事業費の確定によるものです。

第2項「徴税費」、第3項「戸籍住民基本台帳費」、第4項「選挙費」の追加は人件費の調整であります。

第5項「防災費」につきましては、決算見込みに基づき屋外告知器の電気代を追加したものであります。

第6項「統計調査費」につきましては、第1目「統計調査総務費」で人件費の調整のための追加を行い、第2目「指定統計調査費」では、各統計調査費の確定による減額を行っております。

第3款「民生費」では、2百46万1千円を減額いたしました。

第1項「社会福祉費」においては、第1目「社会福祉総務費」で人件費の調整のための追加を行い、第4目「障害者福祉費」では、「障害者福祉事業」として新たに「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業費」を計上した他、決算見込みに基づき「障害者医療費助成事業」、「障害児援護事業」及び「地域生活支援事業」の各事業費を追加いたしております。

第5目「老人福祉費」では、「老人福祉事業」として、健康増進のためのレクリエーション指導器具の整備費を計上した他、「老人医療費適正化対策事業」と

して後期高齢者医療広域連合派遣費を2款から振り替えるなどの追加を行いました。

また、第6目「介護保険費」及び第7目「国民健康保険費」につきましては各特別会計への繰出金を減額したものであります。

第2項「児童福祉費」では、第1目「児童福祉総務費」で、人件費の調整の他、ひとり親家庭医療給付事業費を追加し、第2目「児童手当費」及び第3目「児童福祉施設費」の減額は、決算見込みに基づき所要の調整を行ったものであります。

第4款「衛生費」では、5千28万2千円を減額いたしました。

第1項「保健衛生費」において、第1目「保健衛生総務費」で、人件費の調整を行い、第6目「環境衛生費」で、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を減額いたしました。

第2項「清掃費」では、第1目「清掃総務費」で、人件費の調整の他、奥能登クリーン組合負担金を減額し、第2目「塵芥処理費」では、地震により発生した災害廃棄物の処分方法の検討や見直しを行い処分費の減額をいたしました。

第3項「水道費」の減額は、上水道事業に対する無水源整備事業や老朽管更新事業に対する出資金と簡易水道事業会計への繰出金を減額したものであります。

第5款「労働費」では、百67万8千円を追加いたしました。

地域産業の活性化や雇用拡大を図るため、厚生労働省の補助事業である「地域雇用創造推進事業」を新年度から行うために、その認定に向けた本年度分の所要額を計上いたしましたもので宜しくお願いいたします。

第6款「農林水産業費」は、百50万1千円の減額であります。

第1項「農業費」では、第1目「農業委員会費」で、人件費の調整の他、決算見込みに基づき「担い手農家育成流動化促進事業費」の追加を行い、第2目「農業総務費」においても、人件費の調整を行った他、農業施設管理費として営農飲雑用水施設修繕費を計上いたしております。

第3目「農業振興費」では、「農業振興対策事業」として「たくましい担い手経営育成事業費補助金」や、「担い手農地集積高度化促進事業費補助金」を追加した他、決算見込みに基づき「中山間地域直接支払交付金事業費」を減額いたしました。

第5目「農地費」では、決算見込みに基づいて土地改良事業費を減額し、農業集落排水事業特別会計への繰出金を追加いたしております。

第2項「林業費」では、第1目「林業総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「林業振興費」については、林道整備事業費の確定による追加を行いました。

第3項「水産業費」は、第1目「水産業総務費」で、人件費の調整を行った他、第4目「漁港建設費」で、県営事業費の確定により負担金を追加しております。

第7款「商工費」には、48万円を追加いたしました。

第1目「商工総務費」で、人件費の調整を行い、第3目「観光費」では、「特定非営利活動法人能登ネットワーク」が実施する奥能登ツアーの補助金を追加し、温泉源泉調査費を減額した他、観光施設特別会計への繰出金を追加いたしましたものであります。

第8款「土木費」は、2千3百44万1千円を減額いたしました。

第1項「土木管理費」では、人件費の調整を行い、第2項「道路橋りょう費」では、第2目「道路橋りょう維持費」で、決算見込みに基づき所要の減額を行い、除雪対策費の確保を行いました。

第3目「道路橋りょう新設改良費」では、各事業について事業の振り替えや事業費の調整を行っており、「地方特定道路整備事業費」を減額し、「地方道路交付金事業費」を追加いたしております。

第3項「河川費」の減額は、「県営急傾斜地崩壊対策事業費」、「県単急傾斜地崩壊対策事業費」の確定によるものであります。

第5項「都市計画費」では、第1目「都市計画総務費」について、人件費の調整を行い、第5目「下水道費」で、公共下水道事業特別会計への繰出金を減額いたしました。

また、第6項「住宅費」の減額につきましても人件費の調整によるものであります。

第9款「消防費」は、75万円の追加であります。

内容は、消火栓設置に要する経費として水道事業会計へ繰り出すもので宜しくお願いいたします。

第10款「教育費」には、27万7千円を追加いたしました。

第1項「教育総務費」については、第1目「教育委員会費」で、決算見込みに基づく減額を行い、第2目「事務局費」では、人件費の他、外国語指導助手招致事業費や育英事業費を決算見込みにより調整いたしております。

第2項「小学校費」は、第1目「学校管理費」で、人件費の調整を行った他、「いじめを許さない学校づくり推進事業費」の追加や、今後見込まれる修繕工事費等の追加を行っております。

第3項「中学校費」についても、第1目「学校管理費」で、人件費の調整や決算見込みに基づく減額を行った他、「いじめを許さない学校づくり推進事業費」を計上いたしております。

第4項「社会教育費」では、第1目「社会教育総務費」で、人件費の調整を

行い、第2目「社会教育施設費」に、内浦多目的交流研修施設や姫交流センターの修繕費等を追加いたしました。

第3目「公民館費」には、三波公民館長の人件費の調整や、決算見込みに基づき公民館管理費を減額いたしました。

第7目「文化財保護費」では「真脇遺跡整備事業」及び「埋蔵文化財発掘調査事業」について、本年度事業内容の変更や調整を行っております。

第8目「給食受託事業費」につきましては、決算見込みに基づく組み替えを行ったものであります。

第5項「保健体育費」は、人件費の調整を行ったものであり、第6項「学校給食費」では、第1目「小学校給食費」で、給食事業に必要な冷凍冷蔵庫の購入費の他、決算見込みに基づく調整を行い、第2目「中学校給食費」では、給食事業に携わる職員の人件費の調整額を計上いたしました。

第11款「災害復旧費」には、5億9千5百54万4千円を追加いたしました。

第1項「農林水産施設災害復旧費」では、3億7千7百40万5千円。

第2項「公共土木施設災害復旧費」では、2億百72万3千円。

第3項「文教施設災害復旧費」では、5百75万8千円。

第4項「その他の公共施設・公用施設災害復旧費」では、1千65万8千円をそれぞれ追加いたしましたが、能登半島地震や中越沖地震の事業費の確定や8月28日の集中豪雨による災害復旧費を計上いたしましたものであります。

第12款「公債費」では2千百36万7千円の追加をいたしております。

財政健全化計画をすることにより、5%以上の政府資金について、補償金不要の繰上償還が可能となりましたので所要の金額を計上いたしましたものであります。

以上、これらの財源として、歳入において、「分担金及び負担金」、「国庫支出金」、「県支出金」、「財産収入」、「寄付金」、「諸収入」及び「町債」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第80号「平成19年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百46万9千円を減額し、予算総額を、1億4千3百85万6千円といたしました。

その歳出の内容は、人事異動等に伴う人件費の調整を行った他、本年度中に見込まれる修繕費やケーブルの支障移転工事費を計上したものであります。

この財源として、「繰越金」と「諸収入」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第81号「平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、保健事業勘定において、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ

れ5千6百22万3千円を減額し、予算総額を、31億5百39万5千円とするものです。

歳出の内容は、決算見込みに基づき「基金利子積立金」と「国庫への返納金」を追加した他、人件費の調整や各拠出金、繰出金等を減額いたしましたものであります。

この財源として「療養給付費交付金」、「財産収入」及び「繰越金」を追加し、「国庫支出金」及び「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

また、直営診療施設勘定では、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ72万5千円を減額し、予算総額を7百66万9千円といたしました。

内容は、人件費の調整を行ったものであります。

この財源として「繰越金」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第82号「平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3百77万1千円を減額し、予算総額を27億1千85万1千円とするものです。

歳出の内容は、高齢者の運動機能向上のための介護予防特定高齢者施策事業費を追加した他、人件費の調整を行ったものであります。

この財源として「保険料」及び「支払基金交付金」を追加し、「国庫支出金」、「県支出金」及び「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

また、サービス事業勘定で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ百44万1千円を追加し、予算総額を2千74万8千円とするものです。

内容は、人件費の調整を行った他、18年度事業費の精算による一般会計への繰出金を計上したものであります。

この財源として「繰越金」を追加し「サービス収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第83号「平成19年度能登町観光施設特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ百15万5千円を追加し、予算総額を7千7百35万2千円とするものです。

歳出の内容は、「セミナーハウス山びこ」及び「植物公園」の修繕費等であり

ます。

この財源として「繰入金」と「繰越金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第84号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8百74万4千円を減額し、予算総額を9億6千3百86万5千円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」で、人件費の調整を行い、「建設改良費」では、恋路処理区で事業費の組替えや調整を行った他、松波処理区で処理施設の整備事業費や上水道移設補償費等の事業費の追加を行い、小木処理区では事業の見直しを行っております。

この財源として「繰入金」と「町債」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第85号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5千62万7千円を追加し、予算総額を3億5千2百15万9千円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整を行った他、水洗便所等改造資金助成金や施設管理に要する経費の追加を行っております。

また、地方債借換のための償還金を公債費に計上いたしました。

この財源として「繰入金」と「町債」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第86号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3万7千円を追加し、予算総額を4千8百63万2千円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整を行った他、施設管理に要する経費の追加を行い、「建設改良費」では、本年度事業費の確定により工事費の追加を行っております。

この財源として「町債」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第87号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8千9百81万5千円を追加し、予算総額を6億2千8百99万8千円とするものです。

歳出の内容は、「総務費」において、人件費の調整の他、冬期間の施設管理に必要な維持管理費の追加を行った他、「建設改良費」では、本年度事業の確定に伴う調整を行いました。

また、地方債借換のための償還金を公債費に計上いたしましたので宜しくお願いいたします。

この財源として、「諸収入」及び「町債」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第88号「平成19年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、決算見込みに基づき業務予定量を、「給水戸数 6千6百20戸」、「年間総給水量 百80万 m^3 」、「一日平均給水量 4千9百31 m^3 」、主な建設改良事業のうち「浄水設備改良事業を、1千30万円」、「無水源事業を、3億4千4百

58万6千円」に改めるものであり、収益的収支をそれぞれ2千3百79万7千円減額し、3億8千8百69万4千円とし、資本的収入では4千3百35万円を減額して4億4千17万3千円に、資本的支出では9千6百63万7千円の企業債の繰上償還を実施することとして、7千88万3千円を追加し7億2千5百19万円に改めるものでありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第89号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。これまで休息時間は、一定の勤務時間を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として設けられておりました。

しかしながら、民間企業においては有給の休息時間はほとんど普及していない制度であることから、国家公務員においては、平成18年7月から休息時間を廃止し、石川県においても本年11月に廃止いたしました。

本町の職員の勤務時間についても適正化を図るため、所要の改正を行うものでありますので、宜しくお願いいたします。

次に、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、これまで、マイナス勧告が続いておりましたが、本年は公務員と民間の給与比較において、月例給、賞与のいずれも民間を下回っていたことから、9年ぶりのプラス勧告となりましたので、本定例会に提案するものです。

改正の主な内容につきましては、公務員の月例給を本年4月から0.35%改定することとし、給料表については、主事級の若年層に限定した給料表の改定を行うとともに、少子化対策の推進に配慮し子等に係る扶養手当を500円引き上げるものです。

また、賞与については、勤勉手当を0.05月分を上げ、年間4.5月分の支給とするものであります。

現在、町職員の給料につきましては、賞与の2割カット並びに55歳以上の行政職職員の給与の段階的減額を行っています。

このように大変厳しい財政状況であります。職員の給与を、抑制一辺倒で議論すべきではないと判断し、人事院勧告どおり給与を引き上げることになりましたので宜しくお願いいたします。

以上、本定例会に提出いたしました各案件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしく願い申し上げます。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

日程第4 議案第79号から、日程第15 議案第90号までの12件についての質疑を行います。質疑は、前回も申し上げましたが、大綱的な内容でお願いをいたします。質疑はありませんか。

12番 山本一朗君

12番(山本一朗)

補正予算の件で、28ページにございます「勤労者対策事業」のところで、雇用創出連絡協議会等というものが結成されたんですが、この結成された目的とか、この目的の奥にある事業の内容というのを全協に聞いた限りでは、非常に不透明な点があったんです。非常に理解し難い面があるので、もう一度きちっと説明を願えればと思うので、担当課長説明していただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

商工観光課長 宮下並樹君

商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

町雇用創出連絡協議会へ補助金として157万5千円程提案しております。この中身につきましては、今年の9月に厚生労働省より能登町が「雇用促進推進地域」即ち、雇用機会が少ない地域として指定されました。指定されたことにより、国の補助事業の対象区域にもなったということでもあります。その国からの補助金の交付を受けるために、実行団体即ち協議会を11月20日に設立したところでございます。

その国の事業のメニューにつきましては、地域雇用の機会の拡大を図る提案、また人材の育成、新しい地場産業の発展などのアイデア、それから就職そういう関連もしながら就職促進メニュー、こういう諸々の提案をするならば国が助成するというところでございます。その母体がこの連絡協議会ということになります。

この157万5千円を支出する連絡協議会の使用目的については、コンサルタントの委託料、それから来年の4月から事務所開設などの準備に充てるというものでございます。コンサルタントの委託料については、連絡協議会が委託するという形になります。その中身については、国に提出する事業計画の策定、そ

れから策定する前段の各企業からの提案を受ける。また各種団体でいいアイデアを持っている人達とのヒアリング等を行いながら、国に提出する事業計画を練り上げて行くというものでございます。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番(山本一朗)

やっぱり頭悪いので飲み込めんわ。えーっとね、コンサルタントとかいろんな面で各企業の知恵、各種団体の知恵を結集して国に挙げていくと。挙げていった結果ですね、これはどうなるんですか。国が認めたとしたならば、例えばその企業なら企業がこういう商品を開発したんだと。実習費で、これを作るのに、これだけの機械がいる。例えば、1千万の機械がいるという提案がなされるときに、国からその企業に対してこの1千万の機械の20%なり、30%補助しましょうと。その代わり必ずこの機械を買って地域の方々を5人なら5人雇って下さいよ、という返事が来るのか来ないのか。ただ出しっぱなしで、何んも来んかったわね、と思ってジャブジャブとこういう金を使うんだったら、正にドブに銭を捨てる事業だと私は思うんですよ。

どれだけの効果がキチンとあるのかと。ただ実験して、はい失敗しました、それでもお金が来ました。実験費だけがタダだったさかい、あんた方よかったがいね。という事業なのか、どっちに行くのか、そこを課長お答え願いたいと思うんですよ。

議長（新平悠紀夫）

商工観光課長 宮下並樹君

商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

これも国の提案していく具体的な中身につきましては、新たな一企業が、新たな提案をして、新しい事業分野へ進出する際の研修、それから先進地等への視察、また先進地から逆に技術者を招いての研修、そういう手助けをいたします。

それから、雇用機会を計るために、例えば広く募集してそこに技術を身につけるような研修、講習を行った後に企業の方へ就職をお願いする。そういうものもでございます。それから、地域のリーダーとして就業機会を拡大する。またIターン、Uターンのような方々を広く受け入れて職を探している方の手助け

をする。そこで各企業からの希望により、こういうメニューの研修を行って欲しい。また、こういうところがうちは欠けているから、講師派遣をお願いできないか、そういう諸々のものがございます。

ただ、先程の議員さんのご指摘のように個人の企業がこういう分野に進出するから、1千万掛かるからどれだけ入るんだと。各企業には入りません。その実行団体にある連絡協議会へ国から入ると。もちろんその前段として、その提案の採択されたメニューについて国から入る。

入った連絡協議会の方で企業と相談しながら申請の際に確認しておいた、いろいろな研修や諸々のアイデア、地場製品の開発等に必要なものも事業研修を実施していくということでございます。

議長（新平悠紀夫）

12番 山本一朗君

12番(山本一朗)

はい、これで最後です。3回目です。

そうすると、「諸々」とか「国から云々」とかあいまいな言葉で、国から金が入ってきていると言われるのですが、結局は研修費とか、研究開発費なんですよ。それで頂けると、頂いた結果ですよ、その企業が商品を開発したら後は自己努力でやりなさいと。開発の研修費まで、そういったものを国の事業でこれだけ来たんだと。来たから何か良いものが出来たと、良いもので出来たから後は自分で銀行から金借りてやりなさいと。そういうことなんですよ、ねえ。

当初の説明では、あたかも機械から設備費まで頂けるような、あげられるような、そして雇用してくれと。というような話なんですよ。そこが、みんな勘違いするんですよ。各企業の方も。出るんですね。それじゃ、それでいいんです。研究費なり研修費なりは、各企業はこれ位は出せるね、いくら能登町の企業が弱くても出せるんですよ。そこから後が出せないんですよ。

そういった事業を今後また探して頂きたいと、これで終わります。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。

5番 向峠茂人君

5番（向峠茂人）

37ページの10款教育費で1節の報酬で、外国語指導助手招致事業の決算見込で38万2千円が減額になっておりますが、助手が見当たらなかったのか、事

業を行わなかったのか、これの経緯を。

議長（新平悠紀夫）

学校教育課長 国盛孝昭君

学校教育課長（国盛孝昭）

外国語指導助手招致事業に対するご質問ですけれども、この減額に対しては今年度当初3人で外国語指導助手に関しては、年度で例えば4月から3月で終わるものではございませんので、要するに派遣される7月で交代期間があるので、その時点で昨年度3人のALTを招致しました。今年度は2人体制となっておりますので、その差額分が38万2千円ということでございます。

議長（新平悠紀夫）

よろしいですか、5番 向峠茂人君

5番（向峠茂人）

その助手がこちらへ来て仕事をする訳ですね、その間の報酬というのは1人当たりどれだけ払っているんですか。

議長（新平悠紀夫）

学校教育課長 国盛孝昭君

学校教育課長（国盛孝昭）

お答え申し上げます。

ALTに関しましては、全国一律の組織、派遣する団体がございまして、それをJET（ジェット）と言っているのですけれども。そこの契約によって月1人30万を報酬として契約しています。その年額ということで、あと多少旅費みたいなものは、例えばアメリカから来ればアメリカからの渡航費用は、町が負担するというところでございます。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。10番 菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

29ページでお願いします。農林水産業費で農林水産課長さんをお願いします

す。一番上の「担い手農家育成流動化促進事業」に70万円、その下の農業振興費でございますが「たくましい担い手経営育成事業(集落営農型)」とあります。またその下の「担い手農地集積高度化促進事業」のこの3点をもう少し、全協でもお話されたかと思うんですが、中身をもう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

農林水産課長 川崎時夫君

農林水産課長（川崎時夫）

お答えいたします。

まず、「担い手農家育成流動化促進事業」ですけれども、これは町単独の事業でございます。農地の個人的な貸し借り、農業法人の貸し借りもあります。

これは、受け手農家に補助が出る事業でございます。1ha当たり2万円の補助が出ております。

続きまして「集落営農」ですが、いま10万円補正していますが、町に来る事務費の分でございます。

それから「担い手農地集積高度化促進事業」ですが、これは集落の3分の2の同意を得まして農地利用組合を立ち上げます。この組合が、農業法人などに農地を耕作してもらう事業でございます。これは担い手不足の解消や農地の集積が目的の事業でございます。

今まで農地の受け手というか、農業法人の受け入れ手に補助金が交付されていましたが、これは貸し手の組合に補助金が交付される事業でございます。これは基本単価がございまして、一反歩1万5千円となっていて、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございます。

そのほかに規模拡大加算、並びに長期契約加算があります。規模拡大は、一反歩当たり2万円、そして長期契約加算は一地区当たり50万円となっております。これは共に国庫補助が100%となっております。以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。11番 宮田勝三君

11番（宮田勝三）

58ページの有線放送管理費の工事請負費のことで、2、3確認とお伺いしたいと思いますが。

北陸電力さんのトランス等のトラブルによって、町で張り巡らした光ケーブル

ルが破損した。その距離がおよそ740m余りだと仰っていましたし、この財源の内訳で、その他の797万2千円というのは電力さんから収入があるということで、一時的に立替するという話でございましたが、確か私も17年の事業で18年に繰り越されて旧能都町から旧内浦町へ張り巡らした、17～8kmでしたか、施工したときのメーター当たり単価が確か2,200～2,300円位だったかと思うんですけど。

今回の797万2千円というのは、メーター当たりに換算しますと、とんでもないようなお金になるのですが、まずその辺りをひとつ聞いてからお話をさせていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

議長（新平悠紀夫）

広報情報推進課長 坂東裕君

広報情報推進課長（坂東裕）

ただいまの宮田議員さんの質問にお答えいたします。

まず先ほど言われた金額なんですが、これにつきましては2件の工事費がございます。1件につきましては、767万1,300円がただいま申された北陸電力からの補償工事でありまして、もう1件は町道改良に伴う十郎原の移設工事でございます。これは30万円でございます。

11番（宮田勝三）

じゃ、この補償の分だけでいいですから。

広報情報推進課長（坂東裕）

補償の分につきましては、設計額で767万1,300円でございます。内訳につきましては、仮復旧工事これも設計額でございますが、171万7,800円でございます。そして本復旧工事が595万3,500円となっております。この本復旧工事の中身につきましては、まず撤去費、現在の747m、クロージャーからクロージャーの期間を撤去いたします。そして新たに余長を含めまして780mの分を敷設します。設計につきましては、補助事業の基準に基づいて、うちの職員が作成したものであります。

その単価の違いと言われるのは、おそらくケーブルに入っているその何芯とか、100芯200芯とかあると思うんですけど、その差ではないかと思ひます。この光ケーブルにつきましては、192芯のケーブルとなっております。以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

11番 宮田勝三君

11番（宮田勝三）

今、仮復旧の分がここに入っているとおっしゃいましたけれども、仮復旧というのは7月中に行われているんですよね。

じゃ、いいです。まとめて話しますので。7月中に行われたのを、なぜこの9月に仮復旧された方は大変お困りだと思うんですが、どなたがやられたのか分かりませんが。7月、8月、9月、10月、11月、12月と。これから本工事、いま入札するのか聞いておきますけども。じゃ、仮復旧された方が取らないで他の人がとられた方が、これを仮復旧された方にお支払いするという、こういう複雑な怪奇なことを、なぜされたのかなと。

たとえこんなトラブルがあったときには、例えばいろんなトラブルがあった筈なんですけども。聞いておりますけれども。執行部、担当課は、監理監督は当然いくらかしななければならないと思いますけれども、今回のような事故に関して一切やっていない何々の会社がいろんなことで切断してしまった。そういう形の中で、今回のような処置は全然してないんですけども、なぜ今回はこういうことをしなければならなかったのかも、お聞きしますし、この仮復旧に関しては当然、電力さんに仮復旧された方、かわいそうですね。当然永い半年間も待たされて、これからの本復旧のための入札も執行されて、それからまたどなたが取られるか分かりませんが、そこからお金をバックして頂く形になりますよね。なぜそんなに難しいことをしなければならなかったのかなあということ、まあ、それを聞いてからにします。余りにも複雑なんで。

議長（新平悠紀夫）

広報情報推進課長 坂東裕君

広報情報推進課長（坂東裕）

お答えいたします。

まず、仮復旧経費につきましては、原因者である北陸電力が直接支払いするのか、また町を通して支払うのか、北陸電力と協議が必要となりますので、その請け負った業者には確定するまで待つてもらうようお願いした経緯がございます。これは7月の11日が事故の日だったのでその時点です。そしてその後、復旧の方法それから経費につきましては、北電側と何回も打合せを行いました。最終的に10月12日に補償費の額を北電さんに示しました。その時に、当町の方から仮復旧費だけでも北電さんから支払い出来ないか、また復旧工事

についても直接工事出来ないか要請をしておりました。

それから、10月17日、5日後なんですけど、北電より社内で協議の結果、十分な工事の管理が出来ないので、仮復旧も含めて補償費で支払いたいと回答がございましたので、やむを得ず今回、12月の補正で計上することに致しております。

それから今後の支払いにつきましてですが、まず仮復旧については、積算した設計書、それから業者の経費見積りを比較しながら、仮復旧費を確定して支払い出来るようお願いしたいと思っております。

それと本復旧につきまして、残りは入札で執行できればと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

11番（宮田勝三）

先程も言いましたように、ある会社がこういうトラブル（切断）をした時には、執行部は全然やっていなくて、お任せでやって下さいよという形であったものですから、その点私は疑問を抱いたので質問したんですが、分かりませんねえ。

執行部はとんでもない厄介な仕事を中間に入ってやられている。そして入札までもやらなければならない。そういう複雑怪奇なことをなぜ今回だけ取ったのか、まずここが私、不思議だったんですけども。今後は気をつけて頂きたいなあとは思います。巷にはいろいろな話も聞いておりますけども、そういうことは余談になりますので、省いておきますけれども。

やはり執行部としては、何故こんな忙しいときに。北陸電力さんからもノウハウある、ないも聞きました。その辺り詳細に分かってお話する場合でないので、ここで話しませんが、そのことを考えれば執行部は中へ入って、指名業者を選んでかどうか知りませんが、入札まで執行して代弁して払って、また後で頂くような手法を取らなくても良かったんじゃないかなあ、ということ強く申し上げておきます。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

16ページの不動産売払収入の物品売払収入について、質問並びにお願いをしておきたいなあと思っております。この土地建物売払について説明願います。

物品と土地建物売払、それを詳細に何を売ったのかどうしたのかてえ、いちいち質問しているのが分からんかいやあ。ええ～。

議長（新平悠紀夫）

監理課長 谷内正廣君

監理課長（谷内正廣）

物品の売払につきましては、先般公募いたしまして旧柳田の第二保育所、この跡地を公募で一筆売買しているものでございます。

申し訳ありません、物品ではなく土地でした。土地につきましては、先程申し上げました第二保育所の跡地を売買したという、これが大きな点でございます。金額につきましては、410万円で売買したということでございます。あと細かいところは小木の開発された土地とか、これは7万3,458円。それと立木関係といいまして、柳田の合鹿地内の山林の立木の売買ということで6万円上げてあります。以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

建設課長 寺下一博君

建設課長（寺下一博）

物品の売買については、全協でもご説明してございますけども、町の保有しておりました重機、11トンのショベルと9トンのショベルを競売で売却した価格でございます。その金額が477万7,000円でございます。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

全協でも私聞きましたけれども、これ分かっておりましたけれど。なぜこの問題を質問したかと言うと、今後能登町においては、おそらくこんな問題が合併により多々出てくると思われます。購入された方について、私、間接的ですけど。せつかく役場に公平公正に売買し購入しながらも、土地からいろんなことを役場の品物を買うたさかい、言われる。という事について、いろんな問題が耳に入って来ましたが。

それはなぜかと言うと、やはり先程言った谷内君、監理課の課長並びにそれが私の質問だな、とすぐに分かるのが道理だと私思うですよ。それをむやむやむやと何を答弁するのか、私の質問も悪かったかも知りませんが。そういう問題の中で私は先程ああいう暴言を吐いたんですよ。もう少しやっぱりこれ

を公平公正な立場の中で、大きく有線並びに工事について、もう少し鮮明に詳細にこれからやっていただきたいなど、私のお願いとして下がりたいと思います。以上です。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。1番 酒元法子君

1番（酒元法子）

これはあのミスプリントでないかと思う訳なんです、ページは14ページでございます。

国庫負担金の一番上の計なんです、これ、この計算合っていますでしょうか。これ、前ページの13ページの終わりから来ているのかなと思うんですが。この計になりますと555万の差があるのですね。これミスですか。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩します。

(午後0時10分)

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後0時10分再開)

企画財政課長 高雅彦君

企画財政課長（高雅彦）

質問にお答えいたします。14ページの国庫負担金の補正額1億4,695万1千円についてのお尋ねかと思いますが、これについては、前ページにあります1目の「民生費国庫負担金」△269万9千円と3目の「災害復旧費国庫負担金」1億4,965万円を合計したものが、次のページへ行って1億4,695万1千円と計上されたものでございます。

それと補正前と補正後の金額につきましては、補正前は予算1項全体の金額を書いてありますので、例えば補正のなかった2目は表示してありませんので、単純に合計した場合は合わないかと思えます。トータルの金額ですのでよろしくお願いたします。

議長（新平悠紀夫）

よろしいでしょうか。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第79号から議案第90号までの12件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第79号から議案第90号までの12件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

請願第4号 委員会付託

議長（新平悠紀夫）

日程第16 請願第4号「老人憩の家「たなぎ荘」の存続を求める請願」を議題とします。

今期定例会において受理致しました請願1件は、お手元に配布してあります、請願・陳情文書表のとおりです。

局長に朗読をいたさせます。

（局長朗読、別紙請願文書表のとおり）

請願文書表の朗読が終わりました。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。請願第4号「老人憩の家「たなぎ荘」の存続を求める請願」

12番 山本一朗君

(請願の趣旨説明)

12番(山本一朗)

それでは、老人憩の家「たなぎ荘」の存続についての趣旨説明を述べさせていただきます。

老人憩の家「たなぎ荘」は、老人クラブ員の憩いの場として交流や親睦、また教養や学習の場として、更に健康増進、介護予防の面にも大きな役割を果たしております。

現在、年間延べ6,000人余りの会員が利用し、能都地区に生きがい作りの為、諸活動の拠点となってきた唯一の大切な老人福祉施設でございます。

町財政もほんと厳しい状況とは思いますが、経費節減の協力をいたしますので、前途の現況にご理解を賜り、老人憩の家「たなぎ荘」の運営を今後も存続されます様、連署をもってお願い申し上げます。平成19年10月26日、請願者代表として能登町老人クラブ連合会能都支部長 川本昭馬、副支部長 小間義昭、副支部長 横地常次郎、女性部長 大屋百合子、その他18クラブの代表が連署されておりますので、よろしく願いいたします。

議長(新平悠紀夫)

ただいま議題となっております、請願は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、請願を所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会、会期中に報告をしていただきますようお願いいたします。

休会決議について

議長(新平悠紀夫)

日程第17 「休会決議」についてを議題とします。お諮りします。委員会審査等のため、12月8日から12月11日までの4日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、12月8日から12月11日までの4日間を休会とすることに決定しました。次回は、12月12日午前10時から会議を開きます。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後0時20分

開 議（午前10時00分）

開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は20人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（新平悠紀夫）

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

8番志幸松栄君

8番（志幸松栄）

皆さん、おはようございます。

本日、議長の言われたとおり通告制で3点通告してありますので、3点ひとつ町長並びに説明員の方、お願いしたいと思います。

それでは、1点目の質問説明したいと思います。

1点目は、平成20年度の当初予算について、町長よりどのような予算編成をするか、組まれるかということに対して質問したいと思います。

平成20年度当初予算についてでございます。きょうこのごろ少子化や高齢化が進み、地方交付税や国庫補助金が削減される時代でございます。税源移譲を目的とした税制改正がなされても、当町のように納税者の少ない自治体にとっては相対的に財源が減少する方向に作用するわけでございます。非常に厳しい状況にあるとは、だれの目にも能登町の町民の方々は感じておられると思います。

このような状況の中での来年度の予算編成は、大変町長として、また執行部の方々、困難をきわめるとおられます。私が以前から申し上げているように、

政策の重点を来年度、20年度はどこに置くのか明確にして町長の答弁をもらいたいなと思っております。例えば、イベントに対する補助金の廃止、施設の統合や民間委託、単独事業については本当に必要なもの以外は凍結を行い、少子・高齢化社会における福祉予算の確保を行うべきだと私は考える一人でございます。

町長は、新年度の予算における重点施策をどのように考えているのか、対応を説明願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、ただいまの議員のご質問に答えさせていただきますが、議員ご指摘のとおり、平成13年度以降、地方交付税の削減が続いております。また、地方分権や三位一体の改革の名のもとに行政事務の移譲や補助金の削減が行われ、本来この不足財源を保障する財源移譲につきましては、高齢者を多く抱え人口が少ない当町のような過疎団体には自主財源のさらなる減少という結果が待ち受けていました。

ご存じのように、合併後における経常収支比率を初めとする当町の財政指数は県下最悪であり、全国的にも問題のある自治体として報道され、また議員各位からご心配の質問も相次ぎました。

平成20年度は、合併後に定めました3年間の集中改革期間の最後の年でもあります。ご質問の事業の選択と集中が必要であることは、私としても同様というふうに考えておりますし、当面は少子・高齢化が著しい当町にあっては福祉関係予算の確保が課題であります。厳しい財政状況の中にあっては、やはり新年度の重点施策につきましても安定した財政再建であるというふうに申し上げざるを得ないと思っております。

平成18年度の経常収支比率は100%を下回りましたし、起債制限比率もほぼ予定どおり下げることができております。普通会計ベースの改革は進んでいるものと考えておりますが、しかしながら夕張市の一件から新たな財政指標であります実質公債費比率が設けられまして、病院事業会計あるいは下水道事業などの公営企業会計や特別会計がこの実質公債費比率を押し上げており、これらの事業の経営改善が必要な状況になっております。

このようなことから、依然として財政指標は県下最悪であり、厳しい状態と言わざるを得ないと思っております。町民の生活のためには、近隣市町と比較しても引けをとらない行政サービスの維持と、さらなる行財政改革を進めるこ

とが新年度への重点施策と考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

8番（志幸松栄）

町長は言われました。町民の生活の安定のため、行政サービスの向上、さらなる行政改革を進めるということについて、私は本当に同感いたします。

それと同時に、この後に椿原さんがまた同じ質問をされるということで、私はこの再質問については、さらなる努力をしていく、福祉サービス、それについて考えていかなければならんということに対して感動受けまして頑張っていたきたいなど。

それと同時に、この予算について、私ちょっと提言一つしておきたいなと思っております。ちょっと町長に聞いていただきたいなこと。参考にしていただきたい。

平成17年度に合併しまして、ほぼ3年間で過ぎ去ろうとしています。町長並びに皆さん方は、すぐ合併協議会の決められたことということで私たちに押しつけております。この前もいろんな問題が新聞に取りざたされておりますけれども、合併協議会はもう3年前です。町長、やはりこういうものにこだわるものはこだわらなければならんけれども、ある程度、時代の流れが非常に厳しくなっております。そういう流れをちょっと休すにして、また現状を見詰めながらひとつ予算編成していただきたいなと思っております。

この間、制度が大きく変わってきておりますね。私は2つ3つ、ちょっと提言しておきたいなと思っております。

いまだに、まだ分庁方式におる。これについては物すごく不経済だと。私は柳田へ行ったり、それから内浦へ行ったり、これは正直に早急にする必要があるんじゃないか。

それから、皆さんここで私たち議会庁舎、これについても予算をかけてここをつくりましたけれども、この議会庁舎ももう次の選挙には十数名ということ。18名かになっております。ましてや今回は20名になっております。旧能都庁舎には20名の議会もできます。そういうことで、こういう庁舎一つほかの用途に使いまして、ひとつ統合していただきたい。また、それから病院の改革、それから公社の改革、学校、保育所の統合、そういうことが多々あると思います。そういうことを念に置いて、町長は財政問題に取り組んでいくべきだと私は思っておりますのでございますので、ひとつまた町長、答弁は要りません。ひとつ

また参考にして、また来年度、20年度予算を頑張っただけクリアしていただくようお願いいたします。

それでは、2点目の質問に移ります。

これも町長でございますけれども、これは矛盾したことを言うようではございますけれども、宇出津地区の集会所でございます。このごろいろんな核家族というんですか、宇出津は特に集会所その等は余りありません。公共施設を使用して町内の話し合いが行われております。そういうことで、これだけ今現在、限界集落並びに限界自治体という、限界というまた行政用語が出てきました。こういうものに能登町も近づいてきております。

そういうことで、それがだんだんだんだんだん私の目から見れば反対の方向に結局皆さん、町民の方が行っているんじゃないかなと。核家族ということだんだんだんだん推し進めている。それは私は昔に、今現在、反対だと。隣の人と力を合わせ、それからそういうような何があっても手をとって頑張っていく時代が来たんじゃないかなと思うわけでございますけれども、集まる場所がないという。ましてや私の宇出津地区においては、そういう現象が行われております。

だから、これについて、ましてや私は市場付近のほうに在住しておりますけれども、この付近は今、市場がいろいろと制度が変わったら集まる場所もない。今、お寺さんその等、昔と全然違いまして、集まる場所がないというような現状でございます。隣、隣のつき合いがなかなか薄くなっていく。それを自治体が何とかいい方向に指導していただきたいなというものでございますので、集会所ということをしてひとつどういうふうにして思っているか、町長にお尋ねしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

ただいまの議員のご質問、宇出津地区ということで限定させてお話しさせてもらいたいと思いますが、今現在の現状といいますと、崎山地区の皆さんには山村開発センターを、そしてまた新町地区の皆さんには役場庁舎を、そして棚木地区の皆さんには防災センターを必要に応じた形で利用していただいております。少子・高齢化あるいは過疎化の進展によりまして、地域の連帯意識の希薄化、自治会活動の停滞は奥能登全体での共通の課題でもあろうかと思っております。この地域課題に自主的に取り組む場合での集会所の位置づけというのは、確かに大きなところがあるかと思っております。

そこで、集会所を整備するとした場合であります。まずは建設用地の確保が必要となってきます。それにつきましては、町内会のほうで準備していただくということになろうかと思っております。そして次に、建物の建設に係る費用の確保は、町としましてはやはり有利な資金調達を検討することになります。もちろん受益者の皆さんの負担も発生いたします。

実例としまして、昨年度に整備いたしました柳田の野田地区の集会所の実績をお話しさせていただきますと、用地費につきましては地区で調達していただきました。建設に係る総事業費であります約3,000万円に関しましては、国などの補助金が1,500万、そして地元負担金が200万というふうになっております。また、今後ますます高齢化、過疎化が一層進むことが予想される中で、集会所の建設時の負担もさることながら、今後の維持管理費用の負担というのが、それぞれの世帯についてかなりの負担ということが近年、特に山間部の集落では大きな課題になっているのも事実であります。

このような現状をかんがみますと、集会所の建設につきましては、新たに建設することよりもやはり個人のあいた家屋を借り上げるという方法なども選択肢の一つではないかなと思っておりますし、ご検討いただき、そして町内会での協議を進めていただくことが必要であろうかというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

8番（志幸松栄）

答弁は要りませんけれども、今やはりこういう維持費、それから管理費、そういうものをやはりこれから公に出しながら、今聞けば3,000万の仕事が200万で私たち地元負担金の中でできるということではなりました。間違いありませんね、町長。

そういうことで、維持管理費も調べてみたら、町内の中で数万円、二、三万だったと思いますけれども、ちょっとお聞きしたんですけれども、そういうことでやはりみんな隣の人と、また向かいの人と、その地区の人と結局、老後健康を害さないでいくということも、それも福祉の一つじゃないかなと思うんですよ。そういうことも公に出しながら、そういう行政の役割をしていただきたいなと思っております。

それでは、答えは要りませんけれども、3点目に移ります。

3点目は、これは町内歩いておったら、私はこういう電波に強くないんですけれども、地上デジタル、3点目、質問でございますけれども。地上デジタル放送について質問したいと思います。

石川県でも地上デジタル放送が開始され、2011年にはアナログ放送が廃止されることが決定されるようであります。衛星を利用した不感地帯の解消についても話が進んでいるようですが、現在、アナログ放送をアンテナで受信している地域においても地上デジタル放送は受信可能なのかどうなのか。これが1点。

また、有線放送を利用すればこのような問題は解決できるかもしれませんが、携帯端末等で受信可能なワンセグ放送でございます。テレビその等については放送できない地域が多く存在するのではないであろうかと考えるわけでございます。その状況に今後、町としてはどのような取り組み方を考えておるのか説明願います。

それからちょっとまた、この質問に誤認されると思いますので、一つ加えてテレビ、11年、私、普通のテレビでも見れるのか見れないのか。それも一つ係員等説明願いたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、今ほどの志幸議員のご質問に答弁させていただきますが、2011年、平成23年7月のアナログ放送の終了に向けまして、能登町有線テレビでは本年4月から七尾中継局の地上デジタル放送波を受け、再送信を行っております。家庭での受信対策はひとまず完了しているところでありますが、全国的に見ますと、期限までにどうしても対応できない地域の世帯につきましては、議員おっしゃるように最終的には衛星の利用等も検討されているようであります。

ご質問のワンセグ放送を含むアンテナでの直接受信につきましては、アナログと同様、地域ごとに中継局が設置されていないことには受信できない。それで総務省の発表のデータでは、県内には60局の中継局があります。そのうちデジタル化されるのが20局でありまして、能登町内につきましては5局のうち1局のみということになっております。このことによりまして、直接受信できない地域の世帯については各地域の有線テレビでの代替受信ということになっていこうかと思っております。

町としましても、家庭で視聴できることと移動端末などで直接視聴できることは異なる課題だと考えております。このままではワンセグ放送も受信できない地域が多くできることから、県内他市町とともに少なくとも現在受信できている地域は引き続きデジタル放送も受信できるように要望しているところでもあります。

また、総務省のほうでも、これを受けまして有線テレビでの代替受信地域の

ワンセグ放送のあり方について検討会を立ち上げております。現在、比較的安価で小規模な中継局を設置する実験を富山県などで行っております。来年3月までに実験結果に基づきまして対策をまとめることとなっておりますので、この実験結果を見きわめまして県及び他の市町とともに今後の対策や要望を行っていききたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

広報情報推進課長坂東裕君

広報情報推進課長（坂東裕）

ただいまの志幸議員のご質問にお答えします。

2011年までに現在の放送を見るためには、デジタル対応のテレビに買い換えるか、あるいはチューナーを買って取りつけるかの2つの方法が考えられます。以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

8番志幸松栄君

8番（志幸松栄）

テレビのやつは、言っていただきましたとおりだと私も思っております。皆さん誤認される場合がありますので。また、いろいろ60局から20局ということで総務省から絞られてきておるといって言われましたけれども、できるだけ広範囲においてこのワンセグ放送ができるような努力をしていただきたいなと思って、私は今回の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、2番椿原安弘君

2番（椿原安弘）

師走に入りまして、ことしもあと20日ばかりとなりました。ことしを振り返ってみますと、雪の降らない何と楽な冬だと思っていたやさき、3月25日には能登半島地震が発生し、その復旧に当たっていたやさき、8月には集中豪雨が発生し、この地方にとっては大変な災害のあった年ではなかったかと思えます。来年こそは災害のない年であってほしいものです。

それでは、さきに通告してあります平成20年度予算について町長に質問いた

します。

能登町が合併してから4年目に当たる来年度予算は、平成21年度を目標年次とする能登町行政改革大綱に基づいた平成18年度から20年度までの集中改革期間の最終年度を迎えた予算編成となるわけであり、去る9月定例会に認定に付されました平成18年度決算の結果は、先般の地方新聞にも掲載されているように、当町は起債制限比率が16.1%、実質公債費比率が23.2%、自主財源比率が19.2%と県内19市町のワーストワンであります。また、数値が高いほど財政構造が硬直化している経常収支比率が99.7%となり、平成16年度決算で102.1%であったものが行政改革により大幅に改善され100%を切ったわけであり、ところが県内ワースト3位と財政が硬直化している状況には変わりありません。平成19年度においても、職員の早期退職勧奨や期末勤勉手当の削減など改革プランが継続され進められております。

このような結果から、町長は18年度決算の結果に対する思いと、19年度の行政改革プランで総額7億2,000万円余りの節減効果額を見込んでおりますけれども、その達成見込みと19年度末の財政調整基金残高見込み額、そして財政見通しがどのようになるか、お聞きいたしたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

それでは、椿原議員のご質問であります18年度の決算結果あるいは19年度末に予想される財政見通しはどうかとのご質問ですが、まず、平成17年度の決算につきましては各財政指標が県下最悪でありました。年度内にこのようなことが予想できたために、平成18年度から平成20年度までの3年間を集中改革期間と定め、行財政改革を進めているところでもあります。

平成18年度決算では、議員おっしゃるように経常収支比率は100%を下回り、起債制限比率も下げることができました。決算の結果に対しては、普通会計ではほぼ順調に改革の立ち上がりが見えたものというふうに考えております。

ところが、先ほど志幸議員にもお答えしましたように、夕張市の一件から新たな財政指標であります実質公債費比率が導入されてきております。病院事業や下水道事業を初めとする公営企業会計や特別会計、あるいは外郭団体に対する負担が財政指標に影響を与えることになりました。特に当町の場合、この部分の影響が全国平均よりも大きく、平成19年度では下水道事業等の見直しや、あるいは指定管理者制度に基づく施設管理方法の見直しを進めてまいりました。普通会計におきましても職員の勧奨制度を設け経常経費の削減を行っております。

すが、依然、依存財源の多い当町におきましては国の財政改革によって財政指標が急激に変化する状態にあります。このようなことから、本年度の決算におきましては昨年並みの財政指標があらわれてくるというふうに考えております。

また、平成19年度末の財政調整基金の残高見込みとのことでありますが、合併振興基金の繰戻しという国からの指示もありまして、1億円前後という厳しいものにならざるを得ないと思っております。しかし、また今後の積雪や、あるいは3月補正の状況によっては、この額以下になることも考えられるというふうに思っております。

また、平成19年度末における予想される行財政改革の進捗状況ということですが、平成19年度末における行財政改革の目標につきましては、組織機構の合理化で4億8,600万円、公共施設の適正管理と運営の効率化で300万円、財政の健全化による経費の節減、合理化などで2億1,000万円、事務事業の改善、効率化で3,000万円と合計で約7億3,000万円を見込み、平成17年度からの累計では16億6,000万円の削減効果を見込んでおります。

本年4月に行いました総合サービス課、長寿介護課など6課を廃止した組織改革など改革を前倒ししたこと、あるいは早期退職の勧奨により予想以上の退職者があったことなどにより、組織機構の合理化の項目では予定を超える状況見込みとなっております。

そして職員の意識改革につきましても、節電や、あるいは郵便物の取り扱いなど経費削減が徹底されたこと。また、行革自慢メニューということで募集しました職員提案に対しまして99件の提案がありましたが、提案の内容について職員の財政状況に対する危機意識が随所に見受けられました。また、今現在行っております各課がそれぞれ毎月テーマを決めまして取り組んでおります1カ月1改革チャレンジの実施によりまして、行革に対する意識改革や、あるいは住民に対する行政改革のPRにもつながっているというふうに思っております。

公共施設の適正管理の運営の効率化につきましては、やはり指定管理者制度の実施について、行革大綱の方針を受けまして民間等のノウハウを活用すべく公募により募集を行っているところでもあります。

今年度末で定年を含め40人を超える退職希望者が出ております。定員管理の面からも予想を上回る状況となっており、職員数の削減にあわせ、課の統廃合など前倒しを行うことも必要かと思っております。

平成19年度末の進捗見込みにつきましては、順調に推移していると思っておりますが、なお一層の努力が必要であろうかと思っておりますので、議員各位のさらなるご協力、そしてまた町民の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

2番椿原安弘君

2番（椿原安弘）

厳しい財政状況とはいえ、やらなくてはならないものもあります。合併してから4年目を迎えた平成20年度予算は、持木町政1期目最後の予算であります。ここ3年間は合併後の地域均衡と財政再建が主体だったと思いますけれども、やはり首長たる者は自分の思いを前面に出したいということもあると思います。また、合併の唯一のメリットであります合併特例債を有効に使うということも合併した自治体に課せられた課題ではなかろうかと思えます。

新年度は、後期高齢者医療広域連合への公費負担の発生、それから奥能登グリーン組合の公債費に準ずる負担金の増加等が予想されると聞いております。平成19年度当初予算では、収支不足に対応するため基金から7億円を超える繰入金を行っている状況でありましたけれども、今年度末では財政調整基金残高が先ほど1億円余りぐらいだと言われましたけれども、こうした厳しい状況の中で、予算編成に当たり各課に対してシーリング等の設定など、どのような予算編成方針を示されたかお聞きしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、議員ご指摘のとおり、合併特例債というのは合併後の非常にこれはメリットだというふうに私は思っております。そしてまた、有効な利用と地域に必要な独自の施策というのも必要だと考えております。この合併特例債が利用できる期間も合併後10年間というふうにされております。

ところが当町の財政事情がご存じのとおり非常に厳しい状況で、財政運営を誤ると地方債の発行そのものが制限されることになりかねない状況でもあります。そこで、当面は財政負担の少ない辺地あるいは過疎債を発行して早期に行財政改革を行って、そして合併後の前期には財政の安定化を図り、地方債が利用できる体をつけたいというふうに考えておりますし、また後期には、この合併特例債が利用できる事業の展開を図っていきたいというふうに考えております。

また、各課の予算編成に対する予算編成方針について申し上げますと、平成20年度が集中改革期間の最終年度であり、後年度に向けた財政の安定を図る年というふうに位置づけております。予算要求に当たっては、徹底した経費の節

約と事務事業の見直しを求めまして、一般財源ベースで15%の削減目標を掲げて各課に通達しております。

議長（新平悠紀夫）

2番椿原安弘君

2番（椿原安弘）

大変厳しい財政状況ということでございます。重点施策につきましても通告してありますけれども、先ほど志幸議員からの答弁がありましたので割愛させていただきます。

それでは次に、公民館予算について教育長にお聞きいたしたいと思います。

公民館の事業につきましては、公民館の地域により活動内容が違い、その地域の特色を生かした事業で活動されるのは大変結構かと思っております。私の知っている内浦地域においても、いろいろな特色ある事業が展開されている状況であります。公民館の予算についても、厳しい財政状況のため大変窮屈な予算となっております。ある地域では予算が足りないということで、公民館下の住民から協力金を募って活動していると聞いております。

合併前の内浦地域では、町立図書館がないため公民館予算で図書購入費を計上されていたわけでございます。合併の二、三年前までは1公民館当たり10万円程度の予算であったかと思っておりますけれども、合併してからは年々図書費が削減され、19年度に至っては図書購入費が全くなく、ゼロというふうな状態となっております。

旧内浦町の計画では、生涯学習センターを建設する際に、その中で図書館を組み込む計画であったと思っております。しかし、現在の財政状態ではそのような状況ではないと思っておりますけれども、こういったことなどから、公民館に行っても新しい図書がないということで、公民館を利用しない住民もふえてきたという結果につながっていると聞いております。

図書館は宇出津と柳田にあるので、そこへ行けばいいと言われたそうですが、運転できない方や高齢者は遠くに行けない事情もあります。合併したのだから公民館予算も町一律ということではなく、その地域の実情を考慮した予算配分も必要ではないかと思っておりますけれども、教育長のお考えをお聞きいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

椿原議員のご質問に答えさせていただきます。

初めに公民館の予算でございますが、能登町には15の公民館があります。1年間の事業計画を念頭に置きながら、一般管理費や活動に係る予算編成を行っているところであります。ただ、先ほど町長が申したように、平成20年度は15%の削減を目標に掲げられて、私どももそのような数字を受けた中で、公民館の館長さん、また主事さんで、その地域にその額の中と申しますか、その中で自分たちがやりたいと、そういう思いについて提出していただいて、担当課のほうでその思いを聞きながら財政のほうへ提出しております。思いについては、100%思いを私どもは町長に対して要求しておりますので、今議員さんおっしゃる中のことについては、私どもとしては全力を挙げて予算の確保はいたしたいと思っておりますが、全体のことを考えたときに、いささか我慢することも必要なかなと、こう考えておるところであります。

次に、図書の問題であります。確かに今ご指摘のありました年々予算が少なくなってきた。これは先ほどの全体の行革、事務事業の見直し、前期は少し我慢の前期であるという前提の中で、そういったご迷惑をかけていることも承知いたしております。

ただ、19年度予算では、先ほど議員ご指摘の宇出津の中央図書館、また柳田の教養文化館の予算で76万2,000円の図書購入費を見ているところであります。これは必ずしもその館だけに利用するのではなしに、先ほど申しました15館の方々が新書を見たいという申し出がもしあれば、その受けた公民館のほうでそこに所有しているものがあれば、本人に取りにいけということではなくて、役場の庁舎連絡体制を使いながらでもそのようなことに、また職員に対して啓蒙いたしますし、できるならば、これは将来的な話であります。そういったものを今のパソコンと申しますか通信情報の中で、その館の所有する図書状況、貸し出し状況などが各分館でわかるようなシステムも将来的には考えて、大いに図書になじんでいただきたいということを考えておるところでありますので、よろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

2番椿原安弘君

2番（椿原安弘）

図書費といっても今までの公民館の予算の図書費は小さい金額でございます。ただ、小さい金額でも大変住民にとっては喜ばれる金額ではないかと思っております。末端の公民館でございますので、宇出津まで行けといってもなかなか年寄りな

んか行けない。だんだん公民館を利用する人が少ないというふうなこともございます。

そういったことで、今後また何かと財政的に町長さんも考慮していただきたい。そういうことを提言したいと思います。

以上で質問を終わります。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。（午前10時42分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前10時43分再開）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

今回、指定管理者制度の問題についての質問でございますが、前もって断っておきますが、前回、全協で問題になりました施設についての質問とは私の場合はちょっとかけ離れておりますので、まだ指定管理者に出されていない施設の問題等についてのみきちんとお答え願いたいと思うのでございます。

さて、指定管理者の問題で騒がれておる中、指定管理者の今後のスケジュールについて非常に私は不安がございます。例えば、なごみ、藤波台運動公園、WAVEのと、そういったものは旧能都町のスポーツの合宿、大会誘致等をたくさん集めて、それをもってまちづくり、まちおこし、活性化をねらうというものであったと思うんです。ただ単にテニスコートをつくって、そこでテニスを楽しむ、そういった問題じゃなかったかと思うんです。それがインターハイ、国体、いろんな大学選手権のインカレ、非常に経済効果があり、かつては民宿が満員になったり、お土産、物産がたくさん売れたりして相乗効果がございました。

また、内浦町においても確かに同じだと思うんですが、深層水施設、農林水産物加工開発センター、そういったもので食品加工及び食の面でのまちおこし、まちづくりというものが旧内浦町の私は目的でなかったかと思うんです。

また、なごみにおいても当町の旧能都町のいわゆる健康増進を目的とした、単なるお風呂、温泉というものじゃなくて、その風呂、施設を使いながら健康

増進をして国民健康保険を痛めない、そういった手だてのための目的がございました。

そういったものまでも今後いわゆる指定管理者制度というものを導入されていくのか。その辺が少し疑問なんです。また、これに対して今後の指定管理者、先ほど言った施設等に関してでも、民間人であればだれが手を挙げてもいいのか。そういったことを聞きたいんです。例えば私は今いやしくも議員の身分です。その議員が手を挙げてもいいのか。また町長が手を挙げてもいいのか。副町長が手を挙げてもいいのか。その辺の法的な解釈もひとつお聞かせ願いたいと思うんです。

ということは、なぜこういう愚かなことを聞くかということ、例えば立壁の加工センター、もうあそこ既に金沢市周辺の食品業者ちらほら名前が出てきております。非常に不自然な方々のグループが我々のほうに入ってきております。私の情報が恐らく85%ぐらい合っていると思うんです。その方々にとられてしまうと、その方々の工場という形にならざるを得ないんじゃないかと。そうして、当初の目的であった、あそこでいろいろ農家の方、漁師の方がとったものを試作、そういったものをして何とか一つのヒット商品にして、それでもって町の税収を上げていただきたいという目的が崩れ去るんじゃないかとか、指定管理者導入されて変なところにとられた場合、果たして使わせていただけるのかいただけないのか。その辺も町のほうで業者に、あくまでもこの施設の使用目的、運営目的はこうなんだというのを伝えて、なおかつ業者も理解をして指定管理者導入に手を挙げてこられるのかどうなのか。その辺の指導はどうなっているのか、ひとつお聞かせ願いたいと思うんです。

以上、まずこの件に関してお答え願いたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず山本議員のご質問の指定管理者の中身といいますか規約といいますか、それに関しては担当課のほうから説明させていただきたいと思っております。

それで、議員ご指摘のように法改正によりまして、今までの管理の委託を行った施設につきましては委託することができなくなって、直営または指定管理者による施設業務の実施というふうになっております。ですから議員がおっしゃるような能登七見健康福祉の郷なごみや、あるいは農林水産加工開発などにつきましても今後、閉鎖あるいは継続の検討を行いながら指定管理者による指

定か、または直営かを選別し、直営以外は指定管理者導入指針により原則公募を行っていききたいというふうに考えております。

やはり民間企業のノウハウ等の導入によりまして町民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が期待できるということもあろうかと思えます。それとまた、藤波台運動公園やWAVEにつきましても、そういう検討を重ねながら公募によるのか直営にやるのか、これから検討していききたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

監理課長谷内正廣君

監理課長（谷内正廣）

指定管理者の対象範囲ということでお答えさせていただきたいと思えます。

対象は、民間の営利法人を含めた法人その他の団体ということになっておりますし、ただし単なる個人は対象外ということになっております。

地方公共団体にかわってこれは行うものでありますので、地方公共団体と指定管理者が取引関係に立つということではありません。そういうことで、いわゆる請負というには当たらないと定義されております。したがって、長、議員本人または親族等が経営する会社が指定管理者になることも排除されないということです。

ということで、指定は少しあれなんですけれども、行政処分的一种で契約ではない。要するに、請負イコール契約ではない。委任イコール協定ということになります。要するに、選定されたからにはその後、協定書を結ぶわけなんですけれども、その協定で行います。

あと若干あれなんですけれども、当然、募集、公募されるときは、その所管課において要項と仕様書などを作成されて、それに基づいて公募されるということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一郎君

12番（山本一郎）

法的な解釈はわかりました。そうすると、単なる個人は今課長のほうでいけないと。そうなりますと、長であろうと議員であろうといいんだということ。親族であろうと。そうならば、我々でも募集するときに、応募する以前に株式

会社なり何とか組合なりをつくれればいいんだと。募集するときは個人でやって、決定したら株式会社だとか有限会社というのはだめなんでしょう、課長。順序の問題なんです。一山本個人が募集して、そして選定されたら株式会社にするというやつと、その逆と2通りあるかと思うんですが、あくまでも応募するときにはきちんとした団体及び営利法人になっていなければいけないということです。その辺ちょっともう一度確認させてください。

議長（新平悠紀夫）

監理課長谷内正廣君

監理課長（谷内正廣）

お答えをいたします。

あくまでも応募されるときには、先ほど申した形の団体ということです。

12番（山本一朗）

応募の以前、応募前。

監理課長（谷内正廣）

ですから全然そういうふうな応募がかかっていないということの話ですか。応募以前というのはどういうことですか。応募ということは、団体ということで決められております。

12番（山本一朗）

公募されるでしょう。されたら、された時点で……。

監理課長（谷内正廣）

申し込みされる話ですよ。

12番（山本一朗）

された時点で、ちゃんと以前に営利団体になっているか個人かという話なんです。

監理課長（谷内正廣）

要するに、公募されるそのものがまだ形となっていない以前の話のことなんですかね。申請されるときは、あくまでも団体ということですよ。

よろしいですか。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

それでは、再度担当者か町長にお聞きしたいんですが。副町長でも結構です。

指定管理者にするときに審査委員会ございますけれども、その審査委員会などで書類審査及び面接というか、そういう形があるかと思うんですが、民間のそういったものに関して、ふれあい公社との一騎討ちのような形に今後もまたなろうかと思うんですが、民間というのはどうしてもはったりも強くて、我々はこれだけできます、あれだけできますというのがビジネスマンの常でございます。1,000できますとって、結局800しかできなくても、やれやれというような形もございます。そういったものを含めて、点数をつけられるときに十二分に審査されるのか、ただ業者というか応募者のおいしい話、夢みtain話につられて上位の点数をつけられる可能性も今後またあるんじゃないかなと思うんですが、その辺どうなのか。

また、先ほど町長さんも言われたとおり、なごみとかそういったものに関してはきちっと、これはこういう目的で今後も使ってほしいんだと。深層水でもカニでも。特に不安なのが、旧内浦町の施設なんです。深層水も含めて、指定管理者になって別のところがすると、本当にうまいことできるのかなと。今現在のスタッフで何とかこなしている。あとは問題は、深層水の問題は販売だけの問題なんです。売り上げが足らないと。そういった問題だけなんです。売り上げさえ上がれば別に無理して指定管理者に出す必要もない。そういったところの考えをきちんとして、本当に指定管理者にあれば出すべきか出すべきじゃないのかというのを今後検討してほしいと思うんですが、その辺はどうなのか。

また、旧能都町のWAVEのととか、そういったテニスを含めた合宿誘致、スポーツ産業誘致の面を含めたんですが、その辺も果たして、あの辺もどんな、単なる公園としての管理で出すのか、テニスコートを含めたスポーツ産業誘致の形として出されるのか。もうひとつ先ほどの答弁では私ははっきりしなかったのじゃないかと思うので、再度お願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、選定委員会の委員さんに直接お聞きしたわけではないですが、やはり

選定委員会の委員の皆さんにはしっかりした見識の中で選定していただいたというふうに考えておりますので、決してそういった絵そらごとに引かれてそういった業者を選んだということはないと私は思っております。

それと、WAVEのとや他の施設に関しましても、やはり今後は管理部門が多くなってきますので、そういった意味では閉鎖あるいは継続を検討しなければならないと思いますし、直営にするのか指定管理者で指定をしてお任せするのかというのは検討していかなければならないと思っております。その時点でも、例えば直営以外に関しては原則公募という形になろうかと思っておりますので、WAVEのとに関しましても決してそういった対象外ではないというふうに私は思います。特にそういったいろんな提案の中で、テニスコートの使い方を提案していただいたり、あるいは大会の誘致等の提案もいただきたいと思っておりますし、また公社に関しましても、そういった民間業者に負けないぐらいの提案をしていただければなというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

わかりました。

最後に、もう一度公社のほうの理事長の副町長にでも聞けば一番いいのかなと思うんですが、指定管理者を導入して民間の方に委任、協定か。委任イコール協定だから。そういった形になった場合、例えばその施設の職員は、その方々にトレードされるのか。当然トレードだと思うんですが、その身分保障は1年なのか、契約というか協定期間が5年あれば5年間そこで働けるのか。その辺、監理課長、まだはつきりしていないんじゃないですか。指定管理者を導入されてなった途端に、あなた方はあと1年たったらどこか行き先を考えてくださいよと。そういう不安げな恐い話が出るから、話がこじれているだけだと思うんです。

だから今後のスケジュールにおいても多々あることだと思うので、今後、職員の身分というのは一体、指定管理者が導入されて委任イコール協定という形になった場合に、その方々はどうなるのか。1年なのか5年なのか、きちっとだれかお答えしてほしいんです。お願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

山本議員の職員の身分等についてのご質問かと思いますが、私ども担当課として募集をかけた施設につきましては、管理仕様書の中でこの点について記載した事項をちょっと朗読させていただきます。「雇用する職員、臨時職員等は、平成20年3月31日現在において勤務している職員のうち引き続き勤務を希望する者を1年以上雇用するよう配慮すること」ということを仕様書にしたためました。

先ほど議員ご指摘の1年以上とはどういうことなのかと。指定期間は5年でございますが5年間なのかというご質問だったかと思うんですが、これにつきましては私どもも公募する際に課内で議論したところでございますし、執行部のほうで協議もしたかなと思っております。

そういう中で、指定管理者の国のガイドラインというものがございます。要は準則と申しますか、基準の募集要項、また仕様書に対しての標準ひな形、それからまた県のひな形ということも参考にして募集の際に提示したものでございますが、1年以上というのはあくまでも現在の職員、現在張りついている職員、または新たに指定管理者になった方の両方とも強制的にこうなさいということではできないという解釈の中で、双方において紳士的にトレードという中で、私どもはまた違った項目の中で、職員の配置選任というようなことも仕様書の中にしたためてございます。職員に対する責任においては、業務処理に当たる事業に対する労働関係法令に基づいて責任を負うと、新しい指定管理者は。といいますのは、現在配置されている職員が新しい指定管理者のところへ行くか、それも当然、面談、ヒアリング、職員の気持ちも十分理解したいと。そういう中で当然、雇用保険関係、それから福祉関係等もございます。そういうものも含めて、鋭意最大限配慮すると。そういう形での約束の中での公募であったと確認しております。

議長（新平悠紀夫）

12番山本一朗君

12番（山本一朗）

国のガイドラインとか県のひな形をまねされたら。そう言えば一番いいのかなと思うんですが、やはり当町独自のガイドラインというのもあってもしかるべきじゃないのかなと思うんです。1年以上となると、私ら民間の側から見ると、1年以上だから1年たったらやめさせてもいいがやと。極端にいいすと、使い物にならんというか、もっともっと間に合う者がどこかにおると。そうい

う者がみんなが引張ってきて何とかおられんようにするとか、そうしたら勝手に退職された。言いわけどんだけでもするんです。

そういうんじゃなく、もう少し情のある身分保障のやつがなかったのかなど。それが残念なんです。1年以上といたら1年間は置いてくれると思うんですよ。そこから後ほど万が一しばらくなくなったり解雇と言われた場合、たった1年しか勤めてないからといって、そこから退職金なんかほとんどゼロに近いですよ。そうなる、おれも前の年にやめておけばよかったというような後悔の念も出ると思うんです。

ふれあい公社なり、ああいって各旧柳田村、内浦、能都町においても、こういった公社というものは若者の雇用の場、また都会からUターン、Iターンの場として、これは当時の行政の長がいいことだと思ってやられたはずなんです。確かにいいことだったと思うんですが、いろんな国の財政面、町の財政面から見て、今こういった指定管理者制度を導入して町の財政を助けようという制度です。これは私は否定するものでも何でもありません。賛成なんです。そこに一たん勤めた方々の人生を狂わすようなやり方はいけないと思うんです。その方々に対して、雇用された当時の長なり町の採用責任というものも私はあろうかと思うんです。それが今変化したから、こんなになったからといって早期退職なり不安ということばかりしておっても、ちょっとひどいなど。

その辺で指定管理者制度というのはもろ刃の剣かなと思うんですが、指定管理者導入をしてよかったと言われるまずシステム、そういったものを、まだ時間もありますし、きちっと導入して、今後、いまいちこういったものを何か後ろに引きずった、ぐじぐじした陰險なような質問内容もしたくないんですが、とにかく今後のスケジュール、先ほど言った施設ですね。大事な深層水なり加工センター、なごみ、WAVEのと。そういったものに関しては、なお一層もう少し担当課長も含めてきちんと、ここはこうなんだと。こうしてまちおこしてきたんだからこうしようという意思を決定して、そして募集をして、応募に来た方々にこれはこうなんだと説明をして、それでもいいのかというぐらいの気構えで今後対応して行ってほしいと思います。

これは私のお願いです。答弁は要りません。

以上でございます。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。15分から行いたいと思います。（午前11時10分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時18分再開）

4 番南正晴君

4 番（南正晴）

それでは、通告してありました2点について教育長にお考えを少しお聞きしたいと思います。

まず1点目は、学力調査の結果と2学期制についてであります。

昨年12月の議会において、私は当町の児童生徒の基礎学力調査の結果をお聞きいたしました。当時、石井教育長は、学力調査の結果は小学校4年生では県下平均より上である、6年生になると少し低く、残念ながら中学3年生は5科目とも県下の平均を下回った。こういう言い方をされました。ことしもこの学力調査は実施されていると思いますが、ことしはこの結果はどうであったのか。また、この結果を受けて教育委員会では当町の学力向上策というものについてのどのようなお考えをお持ちなのか。まずその点を教育長にお聞きいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

南議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、ことし学力調査につきましても、従来県のほうでやっておりました小学校4年、6年、中学3年というもののうち、小学校6年、中学校3年の科目の中で、小学校6年では算数と国語、中学校3年生では数学と国語、これが全国の一斉の学力調査となりました。それが従来県でやっていたものが国のやる部分については、県はそれを省いたという。従来までは、平成14年度ですか、県がずっと何年間かやっていたわけですが、平成19年から国のものが始まったということで、一概に比較しにくい状況になりましたが、私の感じているところを申し上げますと、県のものは小学校のほうでは少し高かったのかな、中学校では少し低かったのかなと。ただ、国の結果は逆の現象が出ておりました、国では小学校のほうが高く、中学校のほうが高かった。少しの差ではありますが、それを去年と比較して一律どうかという判定はしにくい。総じていえば、ほぼ全国並みなのかなという気がいたしております。

ただ、その結果、微々細々な公表につきましても、これは町の教育委員会の

ほうで公表しない旨の決定をいたしておりますので、ご了承のほどをお願いいたします。

ただ、その後の対策という次のテーマであります。実はことし初めて各学校長に、課題と分析だけではだめであると。その対策について、各学校レポートをまとめて提出しなさいと指示を出しました。当然、教育委員会にも諮ってレポートをちょうだいいたしました。その結果について、今、報告書を取りまとめておりますし、各学校においてもそれに向けてどう改善するのかということこれから具体的に取組んでくれるものと期待しております。

次に、2学期制の導入であります。議員、昨年12月議会でも質問されたことも私記憶しております。ちょっと済みません。つい走り過ぎました。

議長（新平悠紀夫）

4番南正晴君

4番（南正晴）

教育長、確かに走り過ぎといいますか、私も2学期制のことは改めて聞こうと思っておったんですが。これは改めて聞き直しますが、さきに石井教育長は、私、学力向上なり子供にとってよい環境なら2学期制の導入もいいのではないかと提言いたしましたところ、当時教育長は、子供たちによってよりよい教育環境になり得るか前向きに検討していきたいと思うと、このように答えられております。今年度、その検討はされたのか。この1年間どのような議論があったのか、その点についてお聞きいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

先ほどはどうぞ失礼しました。

実は2学期制については、私、昨年こちらのほうにおきまして、石井前教育長さんの答弁を聞いておりましたし、そのことを受けまして当委員会で協議させていただきました。その結論から申しますと、当分の間は3学期制でいくという結論であります。

その理由といたしまして、四季の変化の中で節目節目に向けた新しい新たな気持ちで頑張るという観点が当地域では合っている。そういうことで先ほどの結論に至ったわけですが、ただ、新学習指導要領が来年の2月ごろ出ま

す。そこには授業時数も問題が変化してくることは南議員もご承知のことかと思えます。それと直接的にはかかわりないのでありますが、そのことも踏まえていろんな関係機関と協議を重ねていく時期もあろうかと思えます。ただ当面は現状を維持すると、こういうことであります。

議長（新平悠紀夫）

4 番南正晴君

4 番（南正晴）

わかりました。当分の間は3学期制でいくと。私の持論としては2学期制がよいのではないかというので、これからも機会がありましたら提言はしたいなと思っております。

この件に関連しますというか、この件で、学力向上の一つとして、12月7日付の新聞でございましたが、県教委は来年度、小学校6年生から中学1年生になると環境が変わることによって不登校が増加するという中1ギャップという言葉が最近あるんですが、中学1年生になると不登校がふえるという、この中1ギャップの対策として中学1年生においては35人学級を実現しやすくするために教員を増員すると、県教委ではこのように答えておりました。

これは昨年度から何回も言うように、中1ギャップの対策として、昨年度からは級外教員を活用して35人学級を学校長の判断において実施してもいいよというふうに指導があったらしいのですが、あくまでも限られた人数の級外教員を学級担任に活用していくということで、学校によってはなかなか実施ができない、そういう状態だったと思えます。

今年度も県内の公立中学校では中1の1学級の生徒数が35人を超える見通しだったのが全部で37校あり、うち級外教員を活用して35人学級が実現できたのはそのうちの7校だったということで、県の中西教育長も大変実施しにくい実態があることは承知していると。ただ、その中でなるべく教員の加配を行っていく考えを持っていますよと。中西教育長は新聞において明言されたらしいので、これを受けまして来年度、当町においてもこの対象になる中学校が出てくると思われますので、この辺はぜひ県教委に働きかけて加配教員をふやしていただき、35人学級の実現は私としては望むものであります。

やはり子供たちの学習環境をよくするとか、学力向上に少しでもつながるのなら、これも一つの方法ではないかと思えますが、教育長はこの辺についてはどのようにお考えか、お聞かせ願います。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

ご質問につきましては、基本的には学校長にその権限があるわけですので、私どもは直接的に指示できる話ではございませんが、気持ちは、生徒に対する気持ちは全く同じであります。また、この12月の暮れに県の教育長に市町の教育長会が来年の要望等について話しする場がありますので、ぜひそのことについて訴えてきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

4番南正晴君

4番（南正晴）

わかりました。教育長、ぜひその辺は会議の席上でも強く働きかけていただきたいと思えます。

続きまして、2点目ですが、食育の現状及び来年度以降の計画についてということでお聞きいたします。

まずは、いきなりですが、近年、食育という言葉が皆さん聞かれるかと思いますが、ちょっと教育長、私が消費者、それから教育長は食料品店の店員という感覚でお答えをいただきたいんですが、まず1つ目。びっくり水という非常に便利な水があると聞いたんですが、これを買いたいんですけども一体どこで売っていますでしょうか。

2つ目、落としぶたという非常に便利な、料理がおいしくなる豚肉というものがあるというふうに聞いたんですが、これはどのような豚肉でしょうか。

3つ目、このタマネギ、どこまでも皮をむいてもむいても皮しか出てこない。実というものが出てこないんですけども、このタマネギは不良品じゃないんでしょうか。

さて、教育長どのようにお答えいただけますか。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

まず初めに、びっくり水ですが、私は、びっくり水についてはこういうふうには思っています。まず結論から言います。どこのコーナーにも置いてありません。その理由といたしまして、びっくり水とは、調理のときに主に使われるん

でしょうけど、熱湯の中に少し水を注ぐことによって食材のうまみが引き出される。そういうときにコップ2分の1ほどの水を差すことをびっくり水というものとして理解しております。

それと、なべふたですけれども、これは私も幼いころから母親が料理するときに、なべにいっぱいふたじゃなしに、少しすき間があるふたを、要するによく煮込むというものであって、したがって当店にはそのような肉は売っていません。

次にタマネギの話ですね。タマネギについては、皮と実という表現を先ほど議員さんはされましたが、これもそういう実というものではなくて、タマネギは一般的に私ら赤い部分ですね。これを多分感覚的には皮と。そして残ったところを実と理解しておるわけですが、実はこれはタマネギは葉です。葉が固まったもの。キャベツの場合は葉が固まっていますね。

そういうことなので、先ほど申した店員が100点の答えをしたどうか知りませんが、そのように認識しているところでございますので、よろしくお願ひします。

議長（新平悠紀夫）

4 番南正晴君

4 番（南正晴）

教育長、大変失礼いたしました。私もうまくは説明できませんが、今の教育長のお答えで十分だと思います。

なぜ私このようなことを言いましたかといいますと、今の質問は、近年、食に関する誤った知識として、消費者が奇異な行動や質問をするという、そういうコーナーで紹介されている事例であります。ほかにも絵をかかせると畑からそのままニョッキとイチゴが生えてくる、そういう絵をかく子供たち。それから、私ダイエットしていますといいながらお菓子とケーキしか食べない若い女性とか。そういった先ほども言っているように、食に関しての信じられないような行動や質問を行う現代人がふえてきている。これは子供の時分から余り食に関する正しい知識があるわけではないんだろうと。私もそういった知識は豊富にあるわけではありませんから、余り偉そうなことは言えませんが、少なくとも自分の健康や命を維持するための食、食べ物に関する知識はこれからも正しく持っていかねばいけないうと、このように考えております。

さて、平成13年の9月に我が国で初めての狂牛病、BSE、牛海綿状脳症、これが発生してマスコミが非常に騒ぎ、一時、焼き肉屋さんから人がいなくなるとか、翌年には食品の偽装表示ということで、消費期限、賞味期限の改ざん、

今でも時々というか最近も取りざたされておりますが、そういった賞味期限の切れたものをもう一度再包装するとか。そういった食に関するいろんな安全や安心が揺らいでいる中で、消費者はそういったものに関心を非常に近年は高めてきている。こういう傾向ではないかと思いますが、これを受けまして食育基本法といったのが平成17年の7月に制定されております。

この食育基本法の第5条ですが、これには子供の食育における保護者、教育関係者等の役割というものがうたわれ、「子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない」。また、続く第6条においては、食に関する体験活動と食育推進活動の実践ということで、「食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない」というふうに書かれてあります。

これを受けまして現在、当町において学校現場では子供たちに対しての食育というのはどのように行われているのか。まずその点、教育長お願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

まず食育基本法の中で、今議員ご指摘の5条、6条、これは特に学校にかかわるところについてご質問であります。その前段としまして、私自身もこの質問をもらってから食育基本法というものを見させていただきました。これは国民全体が食に対する基本的な考え方を示したものでありまして、国民全部の責任であると。したがって、国、地方公共団体、それと会社、それと学校、あらゆる関係機関がこれにかかわって食育というものを大切にしていかなければならないという趣旨の問題であります。

したがって、その中の学校現場ではどのような取り組みが行われているかという質問であります。現在、学校の中には食育という教科科目はございません。ただ、特に食に関連して出てくる科目がたくさんあります。例えていけば国語、社会、家庭、体育、そしてまた実際、これは教科ではありませんが給食を食べている。こういう中で、それらを通して日々、食べ物はどうにしてつくられて、だれがつくって、どのようにして運ばれてきて、それをどのように調理をして今いただいているのか。そんなことが大事なことなんだろうなと思って

おります。

単に「いただきます」「ごちそうさま」、真にその裏の、その過程のことを、ここに至る過程のことをも勉強させる。それが道德にもつながるし、社会生活にもつながるものだというふうに考えております。

されど人間、されどであります。1食は学校であります、2食は家庭であります。家庭の中においても日々そのような教育が実践されることを望んでいるものであります。

議長（新平悠紀夫）

4 番南正晴君

4 番（南正晴）

教育長言われるように、確かに食育の基本は家庭でありますので、当然、家庭における役割というのは非常に大きいものですが、近年、この家庭の役割も少し崩れつつあるような気がしてなりませんので、あえて申し上げた次第であります。

また、11月26日付の新聞でございましたが、学校給食法というのが大改正になると。この学校給食法というのは昭和29年に施行されたもので、当時はまだ戦後の食料難といった、そういった背景が残る中であり、子供たちの不足しがちな栄養を給食で補おうと。そういうことを主な目的として制定されたものであります。

しかし、現在においては食料事情が改善され、逆に飽食の時代と言われるような時代になってきたことにより、学校給食法というものが実態に合わなくなってきたということから、改正され、早ければ来年の通常国会にも提出されるというふうに新聞には出ておりました。

改正される学校給食法については、主な内容というのは従来の栄養改善から食育への転換を図る。それから、地産地消につながるということで、地元の食材を活用し、生産現場での体験を通じて郷土への愛着を育てる。なおもう一つは、食育を推進する栄養教員の役割を条文に盛り込み明確にするということで、これはまだ来年の通常国会に提出される予定とのことですから、この改正法を受けて当町も動くのかなと思いますが、来年度以降も教育現場でどのようにこういった食育というものを推進されるふうに思っておられるのか。また、栄養教員の配置はどのようになるのか。その点をお聞かせ願います。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

議員質問の食育の推進については、先ほど若干答弁させていただいたわけですが、確かに給食法、栄養改善から食育という流れになって当然だと私も思っているところであります。

ただ、最後のほうで法の改正をまってということではありますが、特に栄養教員の配置状況についてのお尋ねがありました。石川県19団体あるわけですが、10団体、いわゆる10市に栄養教員が配置されております。それと県の県庁と申しますか、そこに。したがって合計11名。現在の能登町には栄養教員はいません。ただ、栄養士が3名おられます。ただ、栄養士と栄養教員。栄養教員というものは最近創設されてきておるわけですけれども、これも先ほどの食育ということに重きを置いて、国のほうではそういう教諭資格を持った方である程度、総合授業とかそういうふうな総合学習ですね、そういったところを活用して、栄養についても教えていくというか。当然、担任の先生と共同作業の中で教えていくわけですが、まず第1に違うことは、今までやっていたことを報告書としてまとめて、それを啓蒙活動として使っていくということがあるようです。今までは栄養という点で、それなりの食育も考えながら献立、調理ということをしてきたことを、要するに文書化して、また広く授業等々にも若干活用していく。こういうことが主眼ではないかなと思っております。

ただ、まだ法改正前でありますので、感覚だけでしゃべってもいけませんので、もし間違っていたら後で勉強して報告させていただくこととさせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

4 番南正晴君

4 番（南正晴）

法の改正前のことをここで議論していても、お互いに困るだけで終わりかなと思うんですが、最後にこれは答弁要りませんが。私が調べた結果、食育のよい事例として、行っている事例を一つご紹介しようかなと思うんですが、香川県の滝川小学校というところで「弁当の日」というのを設けているのですが、これは年に5回、小学校の6年生を対象に献立それから調理等の全てを子供達だけでする「弁当の日」というのを設けているそうです。

これはですね、原則としては献立、食材の購入、調理、弁当箱詰め、全てを子供だけでする。弁当のことに必要な基礎的な知識と技術は、一学期をかけて家庭科の授業で教える。子供の弁当作りは当然、親は作らない。対象としては

5年と6年のみで、1年生から3年生は準備期間と位置づけて4年生になれば自分で弁当を作ることがあるのだよと、そういうことを意識させるようにさせているということです。

実施は10月から10、11、12、1、2ということで毎月第3期曜日の年5回、こういったことを行っていると。この成功のポイントとしては保護者にすれば親は手伝わない、ということでそういうふうにはっきり言われることで親の負担がないというか「弁当の日」にそういう部分がありますよと言われると親も反対できない。それから対象が家庭科の授業になる5年生、6年生ということで無理な話ではないだろうと。年度初めの4月にこの説明があつて実施される10月まで半年の猶予期間がありますのでこの間に充分勉強でき、残りの月1回、年5回なら回数的にもそんなに多くなならないだろうということで、いろいろと子供らにも好評で子供たちの食育に良い事例ではないだろうか、ということで紹介されていますので、またこういったことも取り組みながら食育を進めて行っていただきたいなあと、切に希望するものであります。以上です。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。（午前11時45分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

通告どおり、まず教育長にお尋ねいたします。

小学校の屋外遊具の設置について質問します。

小学校の校庭にはジャングルジムや滑り台、ブランコなどが備えつけてある風景が当たり前のように目に浮かびます。昔からどの学校にもあり、必要不可欠と思われる教育資材であると考えられています。教育長に遊具の必要性を訴えるのは釈迦に説法と思いますが、あえて聞いていただきたいと思います。

遊具で体を動かすことは、運動機能を向上させ心身ともに健全に育つことが期待され、体を使った動きを行うことにより危険回避能力の育成も図られます。遊具は、体全体を使って遊ぶ道具であり、遊びを通して運動する場を提供する

ことで子供たちの平衡感覚を養い、筋力を鍛えるなど利点も大きく、また、さまざまな利用方法があり、遊び方を工夫するなど創造性も養われると考えられております。

このように学校教育に必要と思われる遊具ですが、ほとんどの学校の遊具は老朽化し、遊具によっては子供たちの使用を禁止している学校もあります。また、壊れたので撤去したままの学校、老朽化し腐食し、要望しても改善されていない学校、設置すらしてもらえない学校。このような不備な状況にどのような対応を考えられておられるのでしょうか。この状態が、ただ財政難だからと片づけられていいのでしょうか。教育長にまずお尋ねいたします。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

今、石岡議員言われた運動用遊具についての機能については、全く私もそのとおりだと思っております。ただ、危険なものについては現在、これ以上子供に遊具によってけがが生じるとか、そういうおそれのあるものについては撤去いたしているところであります。ただ、財政難ということで、まことに、そのかわりにすぐ新しいものを買ってあげたい気持ちはありますが、若干少し我慢できるものは我慢してくれと。

これは先日、私、各学校へ新年度の予算要求をするに当たりまして一回り回らせていただきました。その折、当然、学校長と、時には教頭と事務員の方でいろんなお話を伺わせていただきました。その中に一部、遊具の話もありました。ただ私は、教育長上どうしても絶対必要不可欠なものについては、これは町長に少し苦言を呈してでも要求したい。しかし我慢できる、若干、直接的に教科に結びつかないものについては、我慢できるものは少し我慢してほしいというふうな中で、今、予算編成の中を通っているところでありますが、議員ご指摘の視点に立ちまして、再度また、できれば整備は気持ちとしてはしてあげたいわけでありますが、若干その辺が財政再建等の問題もありまして、少しご辛抱願わなければならない点もあるのかなと考えておりますので、よろしくまたお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

それでは、この老朽化した遊具での事故もあったということを知っておりま
す。大事に至っていなかったものの、各小学校の遊具の安全管理が疑問視され
ております。各小学校では、先生方が月に1度の点検をされているそうですが、
専門業者の点検も必要だと考えます。老朽化した遊具は危険だから撤去したほ
うがよいとか、財政が厳しいから設置しないほうがよいとか、ただそれだけで
はちょっと寂しい感じがいたします。安全管理について、教育長の認識はどん
なものでしょうか。

そしてまた、財政難で財政再建のため我慢して辛抱していただきたいという
答弁ですが、私は将来の能登町を担う子供たちへの投資なら決して高いものでは
ないと思いますが、この辺について町長の見解も聞かせていただければあり
がたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

教育長田下一幸君

教育長（田下一幸）

遊具の安全管理という観点では、これは学校並びに保育所にも通ずることな
んですけれども、基本的に現場の所長なり校長なりがそれぞれ日々点検みたい
なことをやっておるわけです。ただ、我々も当然そういう、ここが傷んだから
どうなんだということを出向くことがあります。その段階で、見れば大体感じ
としてはわかるところはあるんですけれども、判断しかねるといったときは当
然、専門業者に遊具の点検をしてもらいます。

そういったところで安全管理の体制ということについてはそのようにやって
おりますし、ただ、今の議員ご指摘の各学校の遊具の整備状況、確かに充実し
ているところ、少しその学校と比較して少ないところ、これは学校の規模の大
小によって若干違いがありますが、できるならばいわゆる昔から手すり、ブラ
ンコ、鉄棒とか最低限のものについてはこれは確保していきたい。ただ、ジャ
ングルジムとか登り棒とかいろんな多種多様な遊具がありますけれども、それ
は財政状況も考えて整備していかなければならない。すべて欲しいものを充足
できるような状況ではありませんけれども、申しわけない言葉の繰り返しにな
りますが、いましばらくはみんなで耐えていくときかなということでご理解し
ていただきたいし、管理面については適宜やっていきたいと考えております。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

やはり議員のおっしゃるように、子供たちというのは将来の能登町を背負って立つ、そして担っていく世代であります。ですから、私も常々申し上げているように、教育というのは非常に行政が担っていかなければならない大事な役目の一つだというふうに考えております。

ただ、今教育長がおっしゃったように、やはり我慢していただくことはしていただくという状況であります。ですから根本に関することは町としては全面的にやっっていかなければならないと思っておりますが、そういった遊具に関しては少し我慢していただきたいなという思いもあります。

また都会のほうでは、鉄棒が危険ということで鉄棒を老朽化していなくても撤去している学校もあるくらいですので、そういったやはり子供たちの安全面を第一に考えて、これからも教育をやっしていきたいなというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

ただいま安全管理、安全面でのことでお話ししているんですが、先般私、小学校の校庭、遊具を見せていただいて回ってきたんですが、中にはペンキ塗ってあるからきれいに見えるんですが、これは大丈夫なのかなと思えば、表向きのペンキだけで、中がもう腐食し、ぼこぼこ状態のところもあります。まして素人目ではどうしても土の中まではわからないんです。それでしたら専門の業者に依頼して安全管理は徹底的にさせていただきたい。それが思いです。

2点目、町長に質問いたします。地震被害対策ステッカーの利活用についてお尋ねします。

この地震被害対策ステッカー、皆さんこういう名前、このことなんですが（資料提示）、名前ご存じでしたでしょうか。だれが名づけたか、私はそこまで聞いておりませんが、町長でもないそうですね。このステッカー、事業所や学校、町の公用車に配られ、そしてまた張られております。

ところで、このステッカーのこの小さいステッカー（資料提示）、皆さんご存じでしょうか。このステッカーは、見たのは町職員の名刺に張ってあるのを少し見ただけで、これの利活用が全く私には目に入っておりません。

今、能登町商工会では、会員の希望者にこのようなシールを無料配布しております。このシールは、販売促進用シールという名前で、能登半島地震後の風評被害に歯どめをかけ、能登半島の活気を感じていただき、能登の再生を図る

ため、及び能登空港の利用促進のためのPR用シールと、このシールにかいてある言葉は、「能登は元気です。能登にこんかいね」となっており、私はこのシールを県外へ発送する商品に張らせていただいております。

能登町としても、この小さなステッカーの有効な利用をどのように考えているのか。ただ職員の名札に張ったぐらいでは、せつかくの費用がもったいない感じがいたします。そこで、今、時期であります年賀状に張って県外の知人や親戚に元気いっぱい能登町をアピールしてはいかがでしょうか。町長の思い、いかがですか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今、議員がおっしゃいましたステッカーに関しましては、能登半島地震の風評被害を払拭するために能登町のほうで「元気いっぱい能登町 あなたの真心ありがとう」という文字が刻まれました、議員がお見せになった14センチのもの、大きなものは2,000枚つくっております。そして小さなほうの2センチのものは4,000枚の2種類のステッカーをこのたび作成させていただきました。大きなステッカーに関しましては、各商店の皆様にお配りしまして商店の入り口等に張っていただいております。また、町のすべての公用車及び公共機関の玄関にも張って、能登町が元気であることをアピールさせていただいております。また小さなステッカーに関しましては、観光協会のほうを通じまして能登町の特産品に張っていただいておりますし、また店頭に並んだ商品にもこのステッカーを張っていただいております。

それと、これらのステッカーのほかに、同じ図柄のゴム印も作成しております。町からの郵便物にスタンプして発送しております。また、ことし制作しました祭りのポスターなどにもそのステッカーの図柄を採用して、観光客に対しても安心な能登町に来ていただくような一助になったものというふうに思っております。

石岡議員のご提案のステッカーを年賀状に張ったらどうかというご質問ですが、まことにすばらしいご意見だというふうに思っております。しかし残念ながら、各世帯に配布するだけのものが今現在、町にはありません。それで、例えば町のホームページには同じ図柄のデータがありますので、町民の皆様にはご自身の年賀状をプリンター等で印刷する場合にご使用していただいて、そして能登町は元気だということをご親戚や、あるいは友人の方にPRしていただければなというふうに思っておりますし、また、これと先ほど言いました同じ

図柄のゴム印、郵便局のほうに置いていただいて、ご自身でスタンプしていただくのはどうかということで、今、郵便局との折衝中ですので、もしそれが可能ならば郵便局のほうで押していただければなというふうに思います。

議長（新平悠紀夫）

9番石岡安雄君

9番（石岡安雄）

これで終わります。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

通告しました1点でございますが、町長に質問をいたします。

能登町の第1次産業である農業問題についてでございますが、県は奥能登地域で農業集落の緊急実態調査に乗り出した。穴水以北の全525集落で農地集積や農業の将来性について農家の意向を聞き取り、奥能登の実情に沿った新たな施策を国に提案し、助成対象を一定規模以上の農家に絞り込み、品目横断的経営安定対策が導入されたのを受け、こうした調査が行われるとのこと。生産条件が厳しく、後継者不足も深刻化する奥能登では、助成要件が満たす規模までの農地集積が進んでいないのが現状ではないのか。いま一度奥能登の抱える課題や集落の実態を把握することが必要ではないのかと思うが、今現在、能登町の集落数は194集落となっている。

能登町では、農業面積が田で1,444ヘクタール、畑で1,662ヘクタール、そのうち実際耕作している面積は、田で1,239ヘクタール、放棄面積が205ヘクタール、畑で1,531ヘクタール、放棄面積が131ヘクタールとなっている。しかも農家戸数及び農家人口は高齢化による引退、さらに第1次産業から第3次産業に流出が続いていることなど大きな要因と思う。

10年前の平成8年、旧3町村の農家戸数は全体で2,567戸あったが、10年後の昨年でございますが18年度、農家戸数は2,085と減少している。1年間で約50戸の農家が廃業している形になります。ちなみに能登町における農家戸数の推移は、旧能都町では898戸の農家が10年後は656戸と242戸も減少しております。また、旧柳田村では937戸が757戸と、これも180戸減少し、旧内浦町では732戸が645戸と87戸が減少し、全体で10年で509戸となっております。

このため荒廃地が年々ふえ続け、平成18年度で田、畑合わせて耕作放棄面積、

いわゆる荒廃農地が336ヘクタールともなっております。また、耕作に適した有利な国、県のパイロット事業の農地までもがだんだん荒廃農地化しているのはまことに残念でなりません。

持木町長、奥能登の農業の将来性について、また実情に沿った新たな施策について、どのように考えておられるか、まずお聞かせください。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、議員おっしゃるように、農業というのは能登町の基幹産業の中でも非常に大多数を占める産業の一つであると思っております。そういった意味では、おっしゃるように担い手問題、あるいは遊休農地の解消等いろんな問題を抱えているのが現状であります。それらをやはり関係機関と綿密に連携をとりながら能登町の農業の振興に寄与していきたいというふうに考えております。

そういう意味では、ことしの秋に農業振興計画の中におきまして能登野菜振興協議会を設立しております。農業者における生産意欲を高めていただくためにブランド化に努め、そして奥能登全体のイメージアップにつながるようにPRしていきたいというふうに考えておりますし、また今後もいろんな施策によって農業振興に努めていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

ことしの秋にはそういう話し合いがなされるということで、わかりましたが、それでは生産条件がとても厳しい、後継者不足もかなり深刻化しております。高齢者は大変困っておいでますが、農業人口が高齢化が進み、今後、集落営農の地域に対して、もしそういう地域ができた場合、町は助成する考えはありますか。営農集落地域に対して町が助成するという事です。そういう考えはないですか。

もちろん、国、県はあると思うんですよ。町としてはどういうお考えですか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

当然、町としましても、今、集落営農に関しては推進あるいは支援をしている状況であります。ですから国、県のそういった助成があるならば、町としてもそういった集落営農者に対する支援というのはしていかなければならないというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

それと、私先ほど申しましたが、能登町では331ヘクタールも荒廃農地がありますが、町長はこの荒廃農地を今後どのようにされるお考えか。ひとつお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

例えばそういった荒廃農地あるいは高齢化によって田んぼの仕事ができなかったお年寄りのところを引き受ける農業法人等がありましたら、そこに対する面積についての補助というのは現在もやっておりますので、そういった荒廃地をなくすためにも、そういったやっていただける農業法人の方には今後も支援していきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

10番菊田俊夫君

10番（菊田俊夫）

最後になりますが、町長にお聞きしたいと思います。

町長は、生まれて五十数年になろうかと思いますが、恐らく一度も農業の経験はなかろうかと思いますが。これは当然でございますが。一度農業に従事している高齢者と話し合いをされてはいかがでしょうか。60年、70年近くも農業に従事しておられる高齢者なら、これからの農業はどうあるべきか、恐らくアドバイスをされてくれるのではないかと思います。高齢者と話をされるお気持ちがあるか、そのお答えを聞いて私の質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

高齢者に限らず、農業従事者の方には、例えば町長と語る会等でお会いしてお話を聞く機会も何度もこれまでもありましたし、いろいろなお話も聞かせていただいております。ですから、そういった語る会で、もちろん農業従事者じゃなくて漁業に関しても商業に関しても、いろいろな方と語る会を通じていろいろなお話を聞きながら、それを町政に生かしていきたいなというふうに考えております。

10番（菊田俊夫）

これで終わります。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、5番向峠茂人君

5番（向峠茂人）

それでは、通告してある能登海洋深層水についてひとつ質問したいと思いません。

まず、この施設は平成17年8月に4億8,000万という巨額な金を費やしての竣工かと思われます。その間、きょうまで約2年半ほどたちましたけど、町長は、まずこの施設の位置づけを、当町の施設でありますけど、この位置づけをどういうふうにとらえているのか。それをまず述べていただきたいと思えます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

この施設に関しましては、旧内浦町時代からの念願でありました施設であります。そういった意味で、内浦町時代にも非常に研究を重ねてこられたのが海洋深層水だというふうに思っております。ですから、新町になりましても能登町の活性化を図るためにも、この海洋深層水というのを生かしながらまちづくりを行っていききたいなというふうに思えます。そういう意味では、非常に注目すべき能登町の財産ではないかなというふうに思えます。

議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

5 番（向峠茂人）

今の答弁で、活性化を含めた当町の象徴的な施設であると、私はそういうふうに認識しておりますが、現状を考えてみたとき、私ちょっと調べてみましたが、平成18年度と19年度の前年対比見ますと、確かに全項目にわたって売り上げは伸びております。だけど、この施設のランニングする場合は果たしてどれぐらいの売り上げがないとその施設トータルのペイができないのか。まず2年半たちましたけれども、各年度の売り上げ、そしてどれだけの年間コストがかかるか。

議長（新平悠紀夫）

担当課長で。

5 番（向峠茂人）

よろしいです。

議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

どれだけの費用でペイができるかというご質問かなと思いますが、18年度の実績におきましては、支出のほうで1,977万2,000円、約2,000万ほどの支出をしてございます。その内訳につきましては、職員が3人配置されておりますので約980万円ほど、それから光熱水費並びにメンテナンス、そしてまた県有地でございますので借り上げ等も含めての大体2,000万ほどということでございます。そういう中から、18年度実績におきましては町のほうから1,388万1,000円の指定管理者料の支出をしているということでございます。

残りの不足につきましては、海洋深層水施設の使用を含めた全商品ということで、18年度の売り上げが970万円ほどということでございます。ですから先ほどの1,388万1,000円の指定管理者料と、それから966万9,000円、そういう売り上げの数字が出ておりますが、970万円のを収入として、先ほどの2,000万の支出を行って施設の管理をしているということでございます。

議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

5 番（向峠茂人）

この施設は、指定管理料を含めて、やはり売り上げが伸び悩んでいるかなと思います。前年比では若干、先ほども述べたとおり売り上げが伸びていますが、やはりこの売り上げ増大を図るには、私個人もそうですけれども、当初、私もかなりこの施設の深層水を利用しました。だけど、やはり私は柳田地区でございますので、出かけて買おうとすると距離のギャップというものがありますし、周りの人に聞きますと、持ってきてくれるならどれだけでも買上げけどなという、そういう話も聞きます。

そこで、給水車によるサービスができないかということも私は考えて、ちょっと調べた結果、やはり保健所の許認可の壁が厚いので、なかなかそれは無理だと聞きました。私は詳しいことわかりませんが、保健所の許認可の難しさ、できたらひとつ詳しく説明してほしいと思います。

議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

先ほど希望者がいれば給水車等で配達というご質問かなと思うんですが、そういう気持ちはもちろん担当課としても重々持っております。先ほど議員ご指摘のとおり、能登北部保健所の許認可が出ないということで、先般もその内容等につきまして、何とかそういう希望する住民には、そういう配達も含めて、そういう仕事をさせてほしいと。そういう協議のために保健所のほうへ出向いた経緯もございますが、やはり水道法等々の管理、また指導ということで、なかなか許可が出ない。現実には、海洋深層水の施設の中におきましてペットボトル、要はペットボトルできちっと閉まっているものでないと衛生上、基本的には許可が出ない。そして住民の皆さんの中で希望する方は、そういう施設の管理者のいるところへ来て、もちろん何十リッター幾らとかそういう基本料金ございますが、そういう持ち方なら可能であると。基本的にはペットボトルできちっと封印されているもの、それに少し準じて施設へ個人の責任において持ち帰るものについては何とか可としましょうと。希望があつて、こちらのほうから配達しますということになれば、それはだめですよと。

そういう中で、担当課とすればどうにかできないかということで苦慮してい

るところもございます。

議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

5 番（向峠茂人）

今の説明で理解しました。それと、原水、濃縮水、脱塩水、ペットボトル、にがりとありますけど、このデータによりますと、能登の塩、平成18年度は250万ほどあって、ことし11月現在で527万、約530万ほどの売り上げがあります。ところが聞くところによると、塩の生産が400キロから200キロに生産を落としていると聞きました。私の聞き違いか知りませんが。もしそうだったら、その説明。何で減ったのか。

議長（新平悠紀夫）

商工観光課長宮下並樹君

商工観光課長（宮下並樹）

ご説明いたします。

先般の議会におきましても塩の在庫分の説明を一度させていただきましたが、このときには5.4トンの、ことしの3月末におきまして18年度の実績の中で塩の在庫分が5.4トンございますと。そういう中で、その在庫の塩をどのようにして処分をしていくかという中で、在庫分を、5.4トンの在庫分は今11月末で4.5トン、約1トン企業関係の皆様を買っていただいて4.5トンになったところではありますが、まだ在庫がある。その在庫と調整しながらということでの現在の塩の生産は少なくしているということでご理解をお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

5 番（向峠茂人）

在庫調整で減産を強いられているということです。18年度と19年度、先月末までのデータですけど、塩がかなり伸びていますので、何とかほかの原水、脱塩水、濃縮水も売り上げがさらに上がるように希望するところがございますが、やはり現状の販売努力では限界があるのではないかなと私思います。そこで、ペットボトルによる販売を考えていかなければならないかなと思います。

ペットボトルについては、深層水関連でちょっとデータがありますので、ち

よつと紹介しますと、鹿児島県霧島山脈の下にある深層水は、美容と健康をタイトルに大手通信販売の会社とタイアップしてペットボトル工場までつくり、通販のビジネスはベスト3になっている。それともう一つ、また島根県にある小さな町の飲める温泉水も地元企業から株主を求め、地元資本でペットボトル化して、また大手流通業界にも引き当てとなっている。

こういうわけですので、ペットボトルによる販売を考えていかないと、幾らいい深層水でも2倍、3倍という販売増大につながらんのではないかと。ペットボトルのこういう施設というか、つくるに当たっては、私の知識では大体8,000万から1億かかる。敷地はどうか分かりませんが。県の借地と聞いていますので。そういった場合、今、自販機によって小さいペットボトルは販売されていると思いますけど、スーパーなどに出回っているのは2リットル瓶、これが大体200円前後から250円。当町のは1リットルボトルですか。それでは若干、値段的にも数量的にも太刀打ちできないのではないかと思います。

それと、ペットボトル化についてですが、同僚議員の山本議員ですが、山本さんはいろいろ会社に出向いて調査しております。まず株式会社理研ビタミン、それから一正蒲鉾株式会社、ヤマトフード株式会社——これは食品販売、コンサルを兼ねています——などに出向き、出資及び進出をお願いしに行っていますが、機械の設備等の問題がどれだけの助成があるのかわからないので逆質問され、返事に困っているという話も聞きました。

そこで町長、今後この施設は、さきの答弁で述べたとおり、町が目玉としてこれから町長は位置づけしていると答弁されました。このペットボトル化について、町長はどのような前向きな考えを持っておられるのか、ひとつ答弁願います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

海洋深層水のこれからの販売の伸びというのは、やはりペットボトル化にかかっているのかなという気もしますので、ペットボトル化というのはぜひ推進していきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

5番向峠茂人君

5番（向峠茂人）

さらっとやられて、具体的にもっと答えてもらいたかったけど。

販売促進を考えた場合、ペットボトル化も大変重要な課題の一つですけど、やはり町民が、あの施設の町の施設だから商品だから利用してやろうという、そういう意識が芽生えない限り、やはり私も無理じゃないかなと思います。

そこで、ちょっと極論かもわかりませんが、スーパーなど大きな家電の店でもそうですけれども、商品を買うとポイント制があります。当町にもいろいろな各種団体があります。それは個々の名前を挙げるのは差し控えますけど。やはり各種団体がこの深層水を団体ごとに協力して利用していただける、それも団体ごとにポイントカードを発行して、そのポイントの点数によって、ちょっと言いにくいことですけど、これは恐らく各種団体もいろいろな助成金をもらっているはずですよ。深層水の利用ポイントの多いところへ町長は少し助成も目配りしてはどうかなと。私のこれは提案になるか、ちょっとお粗末な提案ですけど。

そういうことも、これにせいということはいませんが、それに類似したことも考えていかなければならないし、町長、職員ももう少しPRというか、そういうことに専念しなければ。ただ黙っていいもので、幾らいい商品でもセールスせん限りは売れませんので、そういうこともひとつ考えてもらいたいなと思います。

これは愚問になるかもしれませんが、各種団体に関してのポイント制をもし考える余地があるとすれば、私は自分なりにいいかなと思っていますけど、町長の考えをひとつよろしくお願いします。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

海洋深層水に関しましては、今現在、利用されている方、もちろん向峠議員も日ごろからご利用いただいているということで、改めてお礼も申し上げたいと思いますが、そういった方々、あるいは企業の方々のさらなる利用促進もお願いしていかなければならないと思っていますし、それとともに同時に新たな利用者の開拓というのも必要だと思います。

そういった意味では、先般あるテレビ局で能登の塩というのが県内の4番目に入ったということで、海洋深層水を使った塩ということであります。深海のダイヤモンドという売り込みでやっておりますので、そういった意味を含めてももっとも町内外の人にPRもしていかなければならないのかなという気もしております。

それと同時に、今ほど議員がおっしゃったようにポイント制といいますか、これは各種団体にとりましては、海洋深層水のみならず町のいろんな施設、町のいろんなものがあるかと思えます。そういったものを含めて全体的なポイント制というのは研究する必要があるのかなと。海洋深層水に限らず、町を持っているいろんな施設、いろんなものを使っていただくことのポイント制というのは研究していかなければならないのかなというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

5 番（向峠茂人）

ぜひそのポイント制を実施できるような施策をひとつ求めたいものです。

もう一つ、施設も含まれますけど、深層水の販売促進になるには、今、大変指定管理で問題になっているポーレポーレと縄文温泉がありますね。現在、町長も述べられたとおり将来的には、現時点での考えでは町営直轄か廃止も含めたという、そういう考えを述べられております。しかし、ポーレポーレと縄文温泉の利用人数が少ない一つの要因として、苦情があるのは、あの長い階段を上りおりして大変年配の方に足がつかないと。そういう不評があります。それも一つの利用の落ちる要因かなと思えます。

できればポーレポーレの上か横に海洋深層水を利用した露天ぶろがあれば、また一段と営業的にも少し違った面で利用客もふえるのではないかと思います。隣接の百楽荘さんや勤プラでは海洋深層水を使っていると聞いていて、大変好評だとも聞いています。ポーレポーレ、あの施設は塩害による修理費増大で、あそこの売り上げというか、あの施設のがんとなっている一つの要因であります。

できれば私の提案ですけど、こういうこともひとつ考えてはなと思えますけど、町長はこの提案に対してどういう考えを持っておられるか。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今ほど議員が塩害とおっしゃったのは、ポーレのことではなく縄文温泉のことだと思います。縄文温泉は、もともと温泉成分が塩分の強いものなので、そういった管の老朽化が早いとかいうようなことで、もちろん木造づくりですので建物の老朽化も非常に行っております。そういった意味では、毎年修繕費が

かかっている施設であるのも事実であります。

そういった意味で、今回、指定管理者の候補者がいなかったというのも事実ですので、今後はそういう老朽化した施設の見直しも行っていかなければならないということで、もし例えばの話ですが、縄文温泉を閉鎖した場合に、そしてポーレを残す場合には、新たな浴場というかそれも考えていかなければならないのかなど。そういう意味では、そこに海洋深層水を使うことは可能だと思いますので、それは施設全体をこれから協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

5 番向峠茂人君

5 番（向峠茂人）

できれば今答えられた方向に進んでいただければと思います。

この施設は、やはり先ほど冒頭に申したとおり大変大きなお金を使っています。4億8,000万という。やはりこれほどこの自治体にもなかなかまねできるものでもありませんし、せつかく使っていただくものだから採算ベースに上げていかなければ、また町のお荷物になりますので、町長以下、繰り返しになりますけれども、もっと肝に銘じて引き締まった考えで営業努力をしてもらわなければならないし、また、私たち町民もできるだけ利用しなければなりません。

最後に、これはアメリカのケネディの残した言葉でございます。「社会に何を望むかよりも自分が社会に何を奉仕できるか考えるべきである」と述べております。まさにそのとおりであります。ややもすると今まで住民も町にすべてあれしてくれ、これしてくれという要求ばかりでございました。こういう財政困難な折でございます。この深層水一つに限っても、やはり先ほど町長も述べられた一施設に限らず、町全般の施設をできる限り町民に利用していただいて、少しでも町の財政が潤うような方向に執行部のほうも頑張ってもらいたいと思います。私たちもできるだけ、繰り返しになりますけれども、少しでも財政のプラスになるように努力したいと思いますので、議会ともども頑張っていかなければならないなと思います。

そういうわけで、ひとつ町長は今答えたことを前向きにとらえていただいて、ぜひ実現の運びとなるよう切望して、質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。2時再開したいと思います。お願いします。（午後1時52分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後 2 時02分再開）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

それでは、通告に基づいて質問をしたいと思います。

あらかじめ申し上げておきますけれども、通告の順位は若干動くことがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、このたび指定管理者制度の件に関しまして、執行部、議案を撤回された。それ自体まことに不名誉なことであるというふうには思いますけれども、ある意味では勇気ある撤回をされたということも言えるというふうに思います。

確かにいろんな面で問題が多い内容ではないかなというふうに私は見ておりますけれども、特に今回、9月の全員協議会におきまして、この問題について、指定管理者について何人かの議員から質問が相次いだ。しかし、今懸命に公募の作業をしている最中であるので、どうか10月まで何も聞かないで待ってくれと、こういう要請でございましたけれども、また同時に副町長は、引き続き指定管理についてどう思っておるんだという質問に関しまして、副町長は、今後も公社でしっかりと担当できるように頑張ってもらいたいと、こういう旨の発言があったと記憶しております。

ところが議会にはその後何ら説明もないままに今回の実行に移された。こういうことが混乱を招く大きな原因になっている。議会軽視というふうに言わざるを得ない、こういう事態を招いたわけでございます。

それはともかくとして、この制度の目的、指定管理者制度の目的は、やはり町の財政負担をいかに軽くするか、それが最大のねらいではなからうかと思っております。この制度自体は、小泉内閣の民営化の流れの中で決定された制度の一環でございますが、本来は私は当町においては採算のとれない管理部門を先に処分して、そして財政負担を一刻も早く軽減すべきであろうと、こう感じておりましたし、また、そうされるものと実は信じておりましたが、逆にドル箱の宿泊施設を先に離そうとされておる。ここに大きな疑問を感ずるわけでございます。

ラブロヤ、あるいはうしつ荘、あるいはやなぎだ荘という国民宿舎などは、現在採算がとれておるといふふうに私は思うわけでございます。十分利益も出ているし、それから努力次第によってはまだまだ出る可能性がある。こういう

ものを、可能性のあるものをどうして民間に管理させねばならないのか。公社は運営の営業のノウハウを持っていないのかということになりますが、その点どう思っているのか。

また、真脇ポーレや真脇の縄文温泉は、これはもうからないということで受け手がない。これも変な話ですが、もうかるものは民間に、損するものは公社にという、これでは一体だれのための、何のための民間管理なのか、委託なのか。根本的に私は間違っていると云わざるを得ないのであります。

グリーンピアのように赤字が累積して、そういうところをだれかやってくれということであれば、もろ手を挙げて賛成いたしますけれども、このもうかっているところを、何度も申し上げますが民間事業者にやってもらう。財政的にもほとんど得るものもない。むしろ私は損をするのではないかなど、こう思っております。それをなぜやろうとされるのか。急いでやるのか。この辺のことについて理解に苦しんでおりますので、その根拠を明快にまずお聞かせいただきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、今回の指定管理者に出しました8施設に関しましては、来年の3月31日で指定管理者が契約といいますか完了するというので今回出させていただいております。また、他の団体の能力あるいはノウハウを幅広く活用して、そういった施設にさらなる観光人口、交流人口をふやすことによって町の活性化というのが期待できるのではないかなどということで今回、公募させていただいております。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

ふるさと公社ですね。これをただ漫然とやってもらうと。これは確かによくはないこと。やはり競争相手を持って競合する。競争の原理を取り入れる。これは私は賛成、それ自体に否定するつもりはありません。

交流をふやすためとおっしゃっておりますけれども、今十分施設は採算部門であるというふうに聞いておりますし、そういう数字も持っております。私も議員のところも配られておりますね。これ見ますと十分利益が出ている。去

年よりも実績がいいとか、こういうのがあります。若干下がったとしても利益は出ている。

こういうことについて、なぜ先に離すのかという問いに、町長答えていませんね。

町長（持木一茂）

3月31日に期限が切れます。

14番（鶴野幸一郎）

期限が切れたのはわかります。けども、だから民間という。

町長（持木一茂）

いえ、公募なんです。

14番（鶴野幸一郎）

公募して、その結果、民間移行ということですね。

町長（持木一茂）

たまたま民間。

14番（鶴野幸一郎）

たまたまですか。町長が意図的に民間へやろうとした、そういうことはないんですね。たまたまということですね。お答えください。

町長（持木一茂）

何をですか。

14番（鶴野幸一郎）

だから町長は、あえて民間へ渡そうとされたのか、たまたまそうなったのかということ。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今回の公募の選定委員会におきまして公平な審査をいただいた結果がこうい

う結果だというふうに私は思っております。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

審査の結果ということですね。この審査委員会は町長が選ばれたと、こういうことなんです。一応公平な形をとられておるわけですが、公社がもし負けたときに。もしじゃないですね。実際、現実破れたと。

そしてこの前以来、きょうも先に山本議員からもありましたけれども、結果として公社職員、多分半分ぐらい、およそ半数ぐらいがそちらのほうへそれぞれ行ってしまふ。そしてあとはちょっとどうなるか。1年ぐらいは保障するけど、はっきりしたことはわからないと。こういうことなんです。今の段階は。

残りの半数、六十数人ぐらいの方が公社にこれから残る。その人たちも今後、直営か、もしくは廃止か。多分廃止のものも結構あるんでしょう。そうすると、この人たちの将来は一体どうなるのかとか、こういった問題。これについて一体どう考えていらっしゃるのか。公社の理事長ですね。まさに消滅みたいな形で消えてしまうような、最終的にほうっておいたら消えちゃったと、こういうわけには私はいかんと思うんですが、一体ふるさと公社そのものの存続の意義と申しますか、もしくは廃止、存廃。公社そのものを一体どうされるのか、どう思っているのか。こういう一番根源的な問いかけをしたい。

そして、あわせてそこにいらっしゃる職員、残りといいますかね、まだ行ったわけじゃありませんが職員121名の帰趨ですね。一体どうなるのか、どうしようと思っているのか。ここをやはり明快にお答えいただかないと、職員も非常に心配だと思っている。働いておっても気が気じゃないと、こういう状況が続いているように思いますので、一体どうその点について思っているのか、考えがあるのか。明快にひとつできたら副町長から先にお願したいなど、こう思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

現在のふれあい公社というのは、旧のふるさと創生公社あるいはふれあいの里公社、そしてふるさと振興公社が町村合併という歴史の中で一つになって、ふれあい公社が誕生したわけです。そういった意味では、やはり公社に対する

責任というのは町があろうかというふうに思います。

今回の件で、例えば民間の方が指定管理者になられた場合には、ぜひ公社の職員にはそういった民間の下で一生懸命頑張っていたいただきたいなというふうに思います。また、今後公社に残る職員につきましては、町が責任を持って何らかの手だてを考えていかなければならないと思っております。

そういった指定管理者制度ができて、そういうふうになったからといって、公社の職員を、仕事がなくなったり、あるいは路頭に迷わすということは、町としてはしてはいけないことだというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

路頭に迷わすことはいけないと、何らかの救済をしようかと、こういう決意ですね。それはそのとおり明確にお聞きしておきますけれども、冒頭申し上げましたが、副町長さん、これは理事長さんを兼ねていらっしゃる。ふれあい公社の理事長を兼務されていらっしゃる。そして全協において、今後どうするか、どう思っておるんだと、こういう質問に対して、継続して指定を受けたいと、こういう決意を述べられておりましたが、結果受けられなかった。この点について一体どうお考えでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

山元淳二副町長

副町長（山元淳二）

鶴野議員さんのご質問にお答えいたします。

副町長としての答弁ということでございますので、よろしく願いいたします。

議員もご承知のとおり、能登町ふれあい公社は平成18年4月に発足いたしました。3町村の合併協定の中に3町村にある公社を統合することとなっており、町村合併の後にどのように合併するか検討委員会で議論され、役員の構成等も決まりました。そんな中で、各3町村から3名、うち議員1名、行政から2名。その中で、町長の命を受け、当時助役の私と総務課長、現教育長でございますが、役員となりました。

副町長としての公社に対する思いでございますが、昨年の4月発足時点から能登町の財政状況、そして行革方針を踏まえて、公社に対応をお願いし、役員

会です承され、そして公社職員も協力と努力を惜しみませんでした。その内容といたしましては、経費の節減、売り上げの増加、人件費削減、この3点を強く求め、現在に至っております。その結果、町からの持ち出しが対17年度決算と19年度予算比では1億円以上の減となりました。また、セミナーハウス、畜産センターについては、閉鎖ではなく、施設が継続して維持できる、町からの持ち出しがなく、そして町民が利用できるよう公社職員に独立して経営をしてもらいました。これは、副町長としての町の財政再建策の一つとして公社に求め、公社役員、職員に理解してもらい進めてきたことであります。

今回の指定管理に伴う選考結果については、公社の努力が理解してもらえなかったことについて、副町長として複雑な心境でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

複雑な心境と。まことに複雑な回答で、私もどうこれをとらえていいかわかりませんが。1億円の17年度の決算から比較して、ふるさと公社は来年度の予算、18年度予算ですか、19年度予算ですか。20年度予算ですか。19年度予算で1億円の減少を果たしたと。これは大変な努力をされているなど、本当に言うなれば頑張ったと言わざるを得ないわけですが、こういう総体的な頑張り、努力、これが評価されていない。

なぜか。先ほど町長は審議委員会の結果を尊重すると、こういうお答えでした。その審議委員会では、こういう総体的な努力をどう評価に見積もったのか。これが表へ出ていない。公社は121名の人間を抱えて、そして二十幾つの施設を管理してきた。ずっとそういう管理をしてきた。そういう実績が十分ある。それを踏まえた上で、局部的な、部分的なラブロだとか、うしつ荘だとか、やなぎだ荘とか、植物公園とか、一つ一つの競合をさせようとした。ここに本当はすれ違いがある、こう私は思うんです。根本的な誤りがあると、評価の仕方です。全然土俵が違うところに相撲をとらせようとしているような話。ひとり相撲をしている、あるいはルールも違いますから、6人制バレーと2人制バレーと試合をさせようとしているような、そんなちぐはぐな審議ではなかったのかなど。

これは審議委員さんが悪いというんじゃないんです。そういうセッティングをしたことがまず間違っている。1億も努力したんですよ。恐らく1億って何%かわかりませんが、20%や30%できかないでしょう。相当努力をした。

にもかかわらず。

一番の問題は経費の問題なんですね、こういう指定者管理に持っていこうという本当の理由は、格好いいこと言いますが、人口をふやすとか何とか言っていますけれども、そうじゃなくて経費をどうして減らすか。経費を減らさなきゃ来年の新予算が組めない。このぐらいにまずせっぱ詰まっている。だから経費をいかに削減するのか、ここに最大のねらいがあるわけですね。

1カ所お客さんが来たとか、5人ふえたとか10人ふえたとか、そんな問題じゃない。やはり億単位で経費が減らないと、これは我が町全体として減らさないとやっていけないんだ。その努力をさせておいて、そして、さあラブロはどっちがすぐれた提案をするか。200万円こっちが多いからこっちにしよう。そんな単純な話ではないと私は思うんです。

全部そういうふうな形で、納付額が多かったとか少なかったとか、出そうとしなかったとか、こんな問題なんて本当に枝葉の葉の先っちょの問題ですね。ふるさと公社は、昨年実績を見ますと1,000万ぐらい町へ返している。それからラブロは580万円ぐらい利益が出ている。出ているんですよ。それをそっくり町の管理費の穴埋めをしている。利益が出たら穴埋めしているんですよ。納付じゃないんです。納付というのは何か知りませんが。

そういうことを全く無視して、無視した形で審議している。審議させているような気がいたしました。本当にこの審議は、私はちょっと重大な既に問題ある、もう一回やり直しだと、こういうくらいに思っている。

そしてその結果、公社が解体する今危機に瀕している。このままいくとナメクジですよ。あっちの施設は廃止、こっちも廃止、残った施設は直営。じゃ直営になったら職員は町の職員ですか。こんなことができるわけではないでしょう。そうすると、全部どこか行ってくれと。責任持ってと町長言われましたけれども、どんな責任持つんですか。

こういうことを明快にお答えください。私の考えていることは間違っているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

町長（持木一茂）

何を答えればいいんですか。

14番（鶴野幸一郎）

何を答えて、一番大事な。何聞いているんですか。

要するに結論的にいいますと、審議に乗せてポーレ対公社、A社と例えばラブロ、公社対A社。名前ちょっと今申し上げませんが。それから、うしつ荘は公社対B社。それから、柳田植物公園は公社対C社。こんなふうにして

それぞれ競合させていった結果、部分的においしいところは全部公社以外のところがよかった。こういう結果ですね。こういうやり方が果たしてよかったのか。公社は全体として管理部門において去年は1億円削減したんじゃないかと。そういう努力、結果は一体どこへ消えたんだと。こういう審査のあり方でそれはよかったのかという反省ですね。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

この指定管理者制度が導入されたのが平成15年であります。それから3年間という猶予期間がありました。その中で、平成18年の9月には指定管理者という制度をスタートさせなければならないということでありました。しかしながら、そのときには公募によらずに公社にお願いするという形にしました。といいますのも、当時の公社にはそれだけ他の団体との競争するまでの組織のスリム化、あるいは低コストに関するまだまだ行っていなかったというのが現状であります。

そういった場合に、議員の皆様からなぜ公募しないんだというご意見もありましたが、公社に関しては次の指定管理者の完了までの間にスリム化を図っていただいて、そして公社としての力をつけていただきたいという思いで、公募によらず指定管理者をお願いしたわけであります。

今回が公募という形で行いましたが、当然、公社にとりましてもこれまでの1億円の減額等で非常にすごい頑張っていたいただいたと思っております。それでようやく他の団体との同じ土俵に上がっての競争力がついたのかなというふうに思っております。

そういう意味では、公社としてはすばらしいこれまでの1年ちょっとの間だったと思います。ですから今回の審査でも、他の団体と公社が同じ土俵の上で審査していただいたというふうに考えておりますので、決して審査の方法がまずかったというふうには思っておりません。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

さっきも申し上げましたが、公募そのものを否定するつもりもないし、競争はむしろ奨励する立場にあります。将来しなければいけないと、こう思ってお

ります。その方法について云々するのではありませんけれども、負けた結果、公社が解体していく。

公社は努力している、その後の努力も相当やっているというふうに感じておりますが、負けた結果、解体に瀕していくわけですね。町がつくった財団法人、100%出資をしてつくった法人です。みんな町を信頼して入ってきた。先ほども山本議員おっしゃってございましたとおり、Uターンをしてこの町へ来て、そして町の施設で働きたいと。こういう趣旨で来ている職員がほとんどですね。こういう人たちに対して、今度は要らなくなった、都合悪くなった、はいさようならと。こういう姿勢で果たして町は信頼されるのでしょうか。いや、信頼されるとは思いませんね。一番大事な信頼性という問題。今、福田総理も盛んに言っておりますけれども、信頼という問題について重大な失敗というか瑕疵というか、こういうものをつくってしまったなというふうに言わざるを得ないんですね。そういうことに対しての責任の問題。

それからもう1点、これは町長、法が改正されて、そして指定者管理というものが法で義務づけられたと。こうおっしゃっているんですけども、果たして国民宿舎等のこういう採算のとれるそういう施設にまでこれが及ぶのかどうか、非常に疑問に思う節が私はあるんです。これは後でやはりよく研究していかなければいかんと思うんですが、ちょっとこの部分を申し上げたいと思うんですが。

自治法では、244条ですね。その第3項の規定によって管理の委託をすることなんです、ここに公の施設を指定管理にすることなんです、これの244条、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）」、こう書いてあるんですが、住民の福祉を増進する目的のあるもの、それが公の施設と表現するということなんです、ホテル業が果たして住民福祉なのかどうか。私は本来はまらないなど。住民がそこに泊まるわけじゃないんですね、どちらからいきますと。これはやはりそれこそ大勢の人がこの町へやってきて交流人口をふやす。その他の住民が、その住民じゃない、他の都市の住民がやってきて、そこに宿泊していく。これが宿舎ということですが、これは住民の公の施設ではないようなどうも気がするんです。

だから、その宿舎等、宿泊施設を指定者管理というふうに言うのは、ちょっと飛躍しているのではないかなと。必ずしも指定者管理でなくてもいい、しなくてもいい。それから、利益が出ているわけですから、それを民間業者に委託する理由がない、根拠がない。そういう2つの理由から、今回早まっているんじゃないか。

そしてもう一つは、利益が出ているというところに大きな問題があります。

これは事業ですから、利益が出ているものを他人に供与する、与えるわけですから非常に問題が起きてくる。だからほかの自治体でもその点を条例できちっと明記して、そして利益の上がるようなものについてはこれを除くと。こういう1項をつけているわけです。特定の人に利益を与えるもの。特定の人ですよ。特定の企業に利益を与えるものを、これを除く。そういう例外事項を条例につけて、そして公の施設を民間に開放する。こういうふうにやっております。これがどうも正しいような気がする。

先ほど監理課長、山本議員の答弁の中で、公の施設について、町長であろうか町長の身内であろうか、あるいは議員であろうか議員の身内であろうか、だれでもいいんだと。極端なことを言えば、だれがやっても、だれが応募してもいいんだ。こういうふうになっていると、こうさっき言われましたね。これは事実ですか。耳間違っておらんかね。ちょっともう一回。

議長（新平悠紀夫）

監理課長谷内正廣君

監理課長（谷内正廣）

その件については、間違いございません。

議長（新平悠紀夫）

14番鶴野幸一郎君

14番（鶴野幸一郎）

間違いないそうです。確かに自治省からの通達によれば、通知によれば、間違いないんじゃないんですよ。そういうことまで書いてないだけなんです。そういうことまで述べてないだけであって、それは各自治体任せということなんです。それを書いて触れてないから、やってもいいということには私はならないと。これはやはり訴えられると負けますよ。利益が出ているものが特定の者にそれを与えるわけですから。それも継続的に。1回切りじゃない、継続的に利益が出ていくものと思われるものが民間のだれかに渡っていく。特定の人ですよ。順番に皆さんのところに来るのならいい、みんなに回るのならいいけれども、特定の人ですよ。これは非常に問題があると言わざるを得ない。

しかも町長が最後、もう時間やがて来ますけれども、町長が決定権を持つわけです。審議会というけれども、やはり町長が任命して、町長が最後決断するわけです。そうなんですよ。

そうすると、町長は寄与しようと思えばできる立場にあるわけです。もう一

つ大事なことは、ふるさと公社は町長がオーナーです。最終的にオーナーなんです。だから中身も全部、概略なんかことごとく知る立場にある。知っていなければいけないし、知っている立場にある。それから一方の応募してきた企業も、町長はそれを知ることができる関係にあるとすれば、これはやはり公平、公正さを私は疑わざるを得ないということで、ひとつしっかりとその辺をわきまえて、もう一回審議、よく議会でももう一度これについては法的にも調べてやらなければいかんなど、こういうふうに思っておりますので、ひとつ賢明な判断をお願いしたいと、こういうふうに思います。

今、町長どうのこうのということとは言えないでしょうけれども、よくその点をしっかりと判断されて、また議員全員協議会でもこの点をしっかりと掘り下げていかねばならんというふうに思います。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、宮田勝三君

関連性がありますので、その辺をご了承して質問をお願いします。

11番（宮田勝三）

それでは、二、三質問させていただきますが、議長のほうからおっしゃられましたとおり、私の質問通告書の中には職員の処遇等もありますので、先ほど来、鶴野議員の質問等の中で職員の今後の処遇は責任を持って取り扱うといたしますか、路頭に迷わすことがないということを町長のほうから鮮明におっしゃられましたので、職員の処遇をどうするんだということは抜きにさせていただきますと思います。

まず私は最初に、町長、そしてまた公社の理事長、そしてまた副町長であられるお二方に同じ質問をさせていただきたいと思うんですが、非常に簡単な質問でございます。

先ほど来の質問の中でもありましたが、公社をスリム化をして頑張っていたきたい。受ける側としては頑張っていくぞと。今ここにお二方が受けてもらう側と受けさせる側といたしますか、受ける側と受けさせる側とおいでるわけですので、そのあたりから、まずスリム化を図って力をつけて公社として頑張ってもらいたい。わかりましたと。そのかわりにというとおかしいんですが、職員の少しばかり早期退職を願わなければならん。そういう中で、町の持ち出しが大変きついでけれども1億円という出資を認めてほしいということで、当初の議会でも大変もめたわけですがけれども、私はこういう観点からしますと、単純に私自身が公社ありき、公社を存続していくんだと。双方、受ける側も受けても

らう側もそんな思いがあったのではないか。私自身も思いました。そういう1億円も使うのなら、当然のことながら利益部分もあわてて出す必要もないし、そんな1億円を使うのであるなら、やはり公社でいいのかな。当然そういうふうにして受けて頑張ってもらいたいのは、民間に戦えるような力をつけてほしいなと思ひまして、結果的にでも今回の議決はまだしてないんですが、審査委員会の内定の中では公社は参入できなかった。

そうすると、私は何を言いたいかといたら、公社の存続が非常に今、職員自身が心配をされ、当然、公社そのものより我が身にかかることですから、先ほど町長は安心するようなご答弁を職員に関してはおっしゃいましたけれども、じゃ公社そのものがこの1億円をスリム化するときをお願いした、そんな時点、当然それよりもっと以前にこんな公募をしていくことも公社自身も知っていますし、行政側も知っていることです。じゃ事前に例えば指定管理が公社として受けられなかった場合、また先々いろんな形で公募したとき受けられなかった場合、またや一、二預かったとしても、それは今までの公社として成り立っていない面も出てくる。そういったことを双方の話し合いの中で、今後管理部門が多くなる、ましてや。じゃ町長先ほどもおっしゃいましたけれども、職員は路頭に迷わすことはない。でも私に言わせれば、指定管理をしなくていい、公社にもそういう管理部門の指定をしていく必要もない。管理部門であるならば、町のほうでこの施設はやめていく、この施設は何とかやっていかなければならん。町民のためにやっていかなければならん。そういったことをすべて網羅した中で、この指定管理者制度というものを互いにのみ込み、互いに理解をしてスタートすれば、今、公社職員の方もいろんな形で想像豊かになっているんですが、まず1億円の出資をしてスリム化を図る以前に、そういう話し合いがお二方であってしかるべきだと思うんです。それがあったのかなかったのか、まず聞かせていただきたいと思ひます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、今年度の当初予算をお願いした1億円の件なんですが、当然そういう話し合いがあつて、公社をスリム化させるためには必要なお金ということで、副町長との話し合いの中、あるいは理事である教育長も入れての話し合いの中でそういう手だてをしました。ですから、公社には他の団体と競争できるだけの組織になってほしいという、頑張ってもらいたいという強い気持ちのあらわれだというふうにご理解いただきたいと思ひます。

議長（新平悠紀夫）

副町長山元淳二君

今の件について。同じ質問です。

副町長（山元淳二）

町長の申されたとおりのご理解をお願いします。

議長（新平悠紀夫）

11番宮田勝三君

11番（宮田勝三）

それでは、質問といたしますか、私の思いですけれども、副町長であり公社の理事長という立場で今の町長の答弁と同じであります。しかしながら、私が今前段に質問しました単純なことです。まずもって19年度入る前に公社もそういったことを理解をし、町当局も理解をし、当然、公社の理事長であり副町長は執行部のお考えもわかるはずなんですね。職員にきちっとそれが届いていなかった点があったのではないのかな。でないと、最近皆さん耳にしておりますけれども、職員のほうからいろんな形でいろんなご意見が舞い込んできております。いささか私が心配していた最初の前段の計画がきちりなされていなかった。これは副町長であり理事長の責任も多分にあるかと思いますが、いま一度職員にそういったことを、きょうはたまたま事務局長も傍聴に来られておりますけれども、公社職員末端までこういった形で指定管理者制度がしかれていく中で、よもやほかの会社に持ち去られることになった場合には、私どもの公社そのものの存続はどうなんだとか、存続はあり得るんだとか、残された職員はこんなふうになっていくんだから皆さん心配せんでいいよ、精いっぱい答えを出して指定管理に応募はするけれども、結果的にはこうなった場合にはこうなりますよ。職員にそういう話をされたことはありますか。

議長（新平悠紀夫）

今、宮田議員のご指摘の公社理事長としてのこの場での答弁は言えないということも中に入っていますので、副町長としての立場としては答弁できますので、その辺ご了解をしていただきたいと思います。

11番（宮田勝三）

じゃ言わせてもらいます。副町長です。副町長として、行政側のお話は、じ

や公社のどなたかに副町長として、たまたま偶然かもしれませんが理事長でもあるわけなんですから、執行部としてはこういう考えを持っているんだけどもというような話をきちっと職員に届くような形に促すことの作業はされたか。その程度でよろしいです。

議長（新平悠紀夫）

副町長山元淳二君

副町長（山元淳二）

副町長としての先ほど鶴野議員さんに対しての答弁したとおりでございますが、ただ副町長としてであったために理事になった、そして理事長になった。公社の。そういうことも否めないわけでございます。そんな中において、副町長の立場として財政再建、そして行革、そういう絡みで公社に頑張っていたきたいというのも、人間は同じですから、そういう視点からいうと副町長としての思いを公社に伝えたと。

しかし、指定管理に伴う公募方式ですから、100%公社になるとか、それからならないとか、そういったものについては、そういうものをだれもが申し出ておりませんし、万が一こういうこともあり得るといってもこれは想定されたわけです。しかし、私が公社の、たまたま副町長が公社の理事長でありますので、恐らく公社の職員は、あの努力の仕方を見ていると、ほとんどが公社になるだろうというふうな希望もあったのかと思います。

議長（新平悠紀夫）

11番宮田勝三君

11番（宮田勝三）

私の質問は、端的にいいますと公社の存続がもはや危ぶまれていく、公社の存続は極論をいうと必要でなくなっていく段階に来てしまうのかな。そういった中で、とにかく、くどいですがけれども指定管理者制度導入に当たり、公社そのもののあり方、職員のあり方、町として指定管理者制度をどういったエリアまで入れていくのか。そんな中で、町の直営になるものはどういった施設なのか。やむなく廃止していかなければならない施設はどういったものが出てくるのか。100%に近いものを打ち立てながら公社の存続、職員の処遇を考えていく計画性が少しばかり足らなかったのではなかったのかな。ただただそれ1点に尽きるわけでございますので、たまたま今回の指定管理者制度の導入により内定された形の数字を見ますと、1件1件の形では公社は当然、他社とは劣って

いる部分もあります。しかしながら、町全体としてこの指定管理者制度を導入するという事は、国自身もそうですが、地方自治体の財政が非常に弱くなっている中で、国のほうがこういう制度を打ち立てながら町の財政を圧迫せしめ、そういうような思いの中でこの制度ができたと思うんです。

そういったことをよくよく考えて、固めて何件かを出した公社が計算をしてみましたならば、私の計算間違っているかもしれませんが百数十万円の総額で町の持ち出し分が少なくなっている。私は、指定管理者制度というのは選定の中で一番重要視するのは町の持ち出し分、まずこれに尽きると思います。次に町長がおっしゃられたような観光者の誘致やいろんな知恵を民間からいただきたいという思いも言われましたし、当然それらも審査の対象にはなろうと思いますが、そういったものは第2の問題で、第1には財政を圧迫しないという観点からできたと思うのでありますので、この指定管理者制度をいま一度よく考えていただき、公社の存続というもの、職員の処遇というものを考えながら慎重にご審議、検討していただきたいということを申し添えて、終わりたいと思います。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

しばらく休憩いたします。3時に再開いたします。（午後2時53分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後3時03分再開）

17番多田喜一郎君

なお、多田議員にも3名の方の指定管理者制度につきましてのご質問内容が、また同じでありますので、また変わった視点からご質問をしていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

17番（多田喜一郎）

今、議長から変わった視点からという貴重なご指導をいただきました。多くの議員の方々が質問されておりますので、私も二、三点に絞ってこの問題をただしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

まず、今回のこの指定管理者の選定ということで、町長が議案として提出をされたわけでございます。そして当、初日にこれを取り下げた。私たちが16年

ほどの議員生活をしておりますが、執行部が議案を取り下げたということは私は非常に重大なる物事かなと思っております。町長も、それから副町長も、この問題、臨時議会に至って否決になった場合は、町長も副町長も責任を腹の中にきちっと持っていたかなければ困る。また議会もそのような町民に議会の決断が正しかったなというような臨時議会の決断を出さなくてはならないということで、私はちょっと過激な発言かもしれませんが、もしもこれが否決に至った場合は、町長、副町長、重大な決意をもって臨んでいただきたいし、私達も議会解散というような思いをもってこの問題は処するべきかなと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

〔「そうだ、そうだ、多田君。」と言う者あり〕

17番（多田喜一郎）

ありがとう。

まず私は、今回のこの公の施設の指定管理でもって、これに及んで、私は選定の基準が違っているということでございます。その違っているということに関して、私たちの議員のところには指定管理者の選定結果というものが来ておるわけでございますが、この裏面には能登町公の施設指定管理者選定委員会名簿がついております。私は、このように議案を取り下げるまで町長に言うならば迷惑をかけた、執行部に迷惑をかけた選定委員だから、結果重大、公社の存続にもかかっておる選定委員会。この選定委員会の名簿をこの議会にまずは公表していただきたいということを町長に求めます。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今の多田議員のご質問は、この選定委員会の氏名を発表するということですね。

17番（多田喜一郎）

はい、名簿でございます。

町長（持木一茂）

それでは、選定委員会の委員の氏名を発表させていただきます。下野信行、高雅彦、宮下並樹、藪下義弘、西山徹、新出二三恵、木戸脇久米仔、新谷久守、

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

町長、ありがとうございます。私は本心、この名簿がきょう議会に公表されないのかなというような感じを持っておりました。しかしながら、このような重大な結果を招いた選定委員会でございますから、これはやはり公表すべき。その公表すべき裏打ちといたしましては、やはり私たちは地方自治法の先ほどから言われております244条の2の中で、10項の中では「地方自治体の長又は委員会は」ということにして云々と書いてありまして、「実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」というような委員会は重大なる使命を帯びておるわけでございます。だから、名簿を発表してしかり、その結果を人に批判されてしかり、また褒められてしかりというようなことだろうと思います。

そうして、その地方自治法の中の総務省からの通達が石川県に来ておりました、県から各担当市町村にも通達が来ておりますが、その中には、やはり条例をつくってきちっとしなければならないということが書いてありまして、その条例で規定すべき事項は何かといたしますと、住民の平等利用が確保されること。事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。こういうことになっておりました、まさにこれと同じものが能登町の条例に載っております。

この中で、やはり私たちは管理経費の縮減が図られるものである。こういう重大な要素が書いてあるにもかかわらず、選定委員会がこれを見過ごしておる。これは私は重大なことではなかろうかなと思っております。なぜならば、先ほど出ておりましたように、一つ一つの皆さんがとっただろう、今町長から仮の通告書が出ておりますが、その通告書の出ている金額を足してみますと公社が155万円安い。なぜこの安さを評価しなかったのか。それには、この公社の選定の結果の中にも、自主的に広場の排水工事などを行うなど町のメリットがどうかと書いてあるわけなんです、本来はこういうものが指定管理者に行くはずがない。指定管理に行くものは、例えば町の募集要項の中には、施設及び附帯設備並びに備品の維持、補修に関することしか書いてないんですよ。全体的な工事をどうのこうのというようなものは評価項目に入っていない。こういうことから見ると、私たちは選定委員会は重大な失点があったのかな。

そして町長は、いろいろな物事の判断の中で取り下げた。公社にしてみれば、

赤字のところも全部ひっくるめて私たちはやるんだよと。そういう物事が選定委員会ではくみ上げられなかったということです。

町長は選定委員会の言うことを100%聞くものでない。意見を聞くだけであるということです。町長はその意見を聞いてどう判断したのかということです。

それからもう一つは、もうこれは通達も行っているし、今確認しますと公告もしてあるということです。町長あえて言わせていただければ、あなたの身内が一つとっている。また、あなたの身内のとっているところにはほかの業者が手を出していない。そういう理不尽さが選定結果の数字の上から出てくる。町長は、このことも重大に真摯に受けとめていただかなければならないと思っております。

町長の新たな考えはどうなんですか。答弁願います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、選定委員会の委員の皆さん方の答申に関しまして、100%受け入れたというようなお話であります。確かにそうであります。ただ、そこに例えば極端な話、選定委員の皆さんの意見を覆すだけの材料が公社にはなかったというふうに私は判断します。

それともう一つ、議員がおっしゃった親戚が入っている云々の話ですが、指定管理者につきましては、先ほど監理課長からもお話がありました。地方公共団体にかかわって行うものであり、決して指定管理者等が自治体と取引関係を保つものではないため、いわゆる請負には当たらないということになります。このことから、法律等には触れることはありませんので、今回の内定ということにさせていただきました。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

今の町長の答弁に対してのことですが、やはりそういう法律に触れなければいい。私は、これでは人間としての、能登町民のトップに立つ人の倫理的、モラル的なものがやはり大事ではないかな。これは町長だけに限らず、その親族に至っても私はそう思うわけでございます。

皆さん、能登町をよくしたいという方向は一緒なんですから、ぜひ町長もその辺をわかってもらいたいと思っているでしょうし、また、その近くにいる人もその町長の気持ちを、苦しい言い訳をさせるのではなくて、町長が正々堂々と仕事できるような、そのような環境づくりをしてこそ、私はすばらしい能登町ができるのではないかなという感じで、そういうことだと私は思っております。

だから、何にしてもこの選定基準、やはりもう一遍私たちは考えてみる必要がある。また、名前を公表された。このことによって、皆さんもこの募集要項だとか条例だとか、全部もう少し勉強していただければ、もっと違った結果が出ると思いますよ。

この中に、私はあえて言いませんが、ある施設のことについて点数が出ているわけですね、この下に。これなんかでも、事業計画書等による公の施設の運営が利用者のどうのと。公共性と書いてあるんですよ。公共性の合計が点数が低い業者も当たっている。こういうバランス的なものが、アンバランス的なものが出ておりますので、この点数の結果の採点はおかしいということと、もう一つは、町長、やはり最後の決断は町長でございます。やはり町長は、120名の公社の職員がおる。そしてその中で、何遍も言いますが155万安く見積もったこの公社の心意気というものは、やはり町長は酌んであげなければならない。あげていただかなければならないと思います。

また、副町長に至っては、隣同士で相反するようなことになるわけなんです、副町長としても、やはり先ほどから出ておりますが、理事長の肩書もある。また、副町長の肩書は当然あるということで、板挟みになっている。公社の理事として自分は重きを副町長のほうに置くんだというならば、理事長の肩書をやめなければならない。また、これはやめて済む問題でもない。やめれば当然、その隣に座っているその席もあるということだと私は思います。

町長、もう一遍この重大性についての決意を聞きたいと思えますし、副町長に対し、ここに至った、取り下げをしたこの問題の重要性。なおかつ、あなたは公社の理事長でもある。そして、その理事長の中には、定かではないが一番大事なときに休暇届が出ておったという話も聞いております。

副町長、きちっとした答弁を願います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

今議員がおっしゃるように、点数の一つ一つをとれば低いものもあれば高い

ものもあると思います。やはりトータルで考えていただきたいと思いますし、その選定委員の中には、事業計画書の内容が公の施設の効用というのを最大限に発揮していただけるという判断もあったのかなというふうに思っております。

もう1点、親族の会社が内定したということでも、私は全く言いわけする気はありませんし、問題ないというふうに思っております。

議長（新平悠紀夫）

副町長山元淳二君

副町長（山元淳二）

まず、先に重大な時期に不在だったということについて申し上げます。

これは私、昨年から、この行った名前は石川県民研修視察旅行ということで、世界遺産の見聞を広めるために私は6日間の休暇をとって海外へ参りました。そのことだと思えます。

そして、その時期にこの選定結果が出たということで、責任はどうかということでもあります。ただ先ほどからあるように、副町長と理事長と一人の人間でございます。そんな中において、全部の施設に副町長の名前で申請を出しております。決定するその段階において、私がそこに口を挟むということについては、私も思いますし、周りの決定するそういう環境の中にもそういうものを私が入るべきでないというふうなことも私は思っております。

また、取り下げしたということについては、これは思うには、町長が提案する議案について、最初から混乱することが明らかである議案については慎重に町長は取り扱うことを決断されたというふうに理解をしております。

議長（新平悠紀夫）

17番多田喜一郎君

17番（多田喜一郎）

この県からのといいますか総務省からの通達の中でございます。選定委員会の役割を書いてあるんだと思いますが、指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、管理する団体の名称、指定の期間である。簡単に書いてありますよ。そして条例で定めてあることが、先ほど私が言ったようなことで書いてあるんです。経費の縮減が一番重要視されておりますので、その辺をひとつもう一遍、再考で考えていただければいいのかなという感じを持っております。

これから後も続きますと、やはり私は水かけ論になると思いますので、この

辺でやめさせていただきたいと思いますが、ぜひ臨時議会に向かってでも、議員が納得できるような、そのようなきちっとした選定委員会の改めての結果がまた出れば幸いかと思っております。

これで終わらせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

それでは次に、13番鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

期せずして、ことしの最後の質問を大トリということでやらせてもらえる。光栄だと思っております。

内容は、当町のし尿浄化槽汚泥、農業集落排水、漁業集落排水の引き抜き汚泥、そして産廃物として指定を受けている公共下水道汚泥の最終処理について質問したいと思います。

し尿浄化槽汚泥、農集排汚泥については、当町藤波の衛生センターで水処理によって処理、公共下水道汚泥については、小木の浄化センター、恋路浄化センター、そして藤波にある衛生センターとは別の能都町水質浄化センター、こちらで産業廃棄物として適正に処理されていると把握していますが、これについて、いわゆる過程のフローですね。これについて町当局としてももう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

環境対策課長竹下正雄君

環境対策課長（竹下正雄）

ご説明いたします。

先ほど議員がおっしゃっていましたように、生し尿、それから浄化槽汚泥、それから合併浄化槽の汚泥、これは藤波の衛生センターにおきまして水処理法によりましてきちっと適正に処理されているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（新平悠紀夫）

下水道課長西戸人志君

下水道課長（西戸人志）

鍛冶谷議員のご質問にお答えいたします。

先ほど竹下課長が説明をいたしました中で、公共下水道の汚泥につきましては産業廃棄物として取り扱いされておりました、処理業務に対しましては小木の処理場並びに恋路の処理場につきましては、一たん藤波の浄化センターへ搬入いたしまして、これは濃縮汚泥でございます。それを浄化センターで脱水処理をしまして、脱水処理した後に専門業者のほうに産業廃棄物として運搬をして処理をしていただいております。

また、農業排水汚泥並びに漁業排水汚泥につきましては、直接、処理場から衛生センターのほうへこちらのほうから運搬しまして、水処理で行っております。これも運搬費と、それから処理経費を含めまして業者に委託をしております。

以上です。

議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

今ほど聞きましたように、生し尿、それから浄化槽汚泥、公共下水汚泥、そして農集排汚泥、ちゃんといっているわけですが、最終的には汚泥として処理する、もしくは薬師川のほうにきれいな水として戻す。一部は、たしか私の聞いたところでは農業用にも使うというふうに思いますが、その大半は埋立処分をするという形だろうと思います。

さて、当町は旧内浦町の福光地区というところに珠洲市・内浦町環境衛生組合という名称で燃焼処理施設がございます。当該施設は本年7月をもって稼働休止、そして閉鎖されております。私も現場に行って写真を撮ってきてみて、初めて行きまして何とすばらしい施設なんだろうと思って見てきたわけですが、この施設は珠洲市が7.2、旧内浦町が2.8の出資比率で構成されており、将来的には解体処分される意向というふうに聞いております。

さて、こういう施設は壊すときにはダイオキシンの経過措置調査とかいろんな制約がございますが、この施設をいつどのようにして取り壊す予定なのか。そしてもう一つは、こういう施設は一たん自治体が必要なしということで取り壊しをした後は、もしも事態が変わってきて、こういう施設をもう一度欲しいといっても当該の省庁では許認可がほぼおりないというふうに聞いておりますが、このことについてもその見解を、この2点をお尋ねしたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

まず、議員ご質問の福光の衛生センターであります。これは議員おっしゃるように珠洲市と旧内浦町のほうで昭和60年度に施設整備を行っております。そして珠洲市のバイオマスメタン発酵施設の完成、試運転期間を経て、議員のおっしゃるように本年7月31日をもって閉鎖いたしております。

この施設につきましては、将来的には解体撤去の方向ですが、議員ご指摘のとおり珠洲市との出資比率により設置した施設でありますので、今後も解体に向けた国への財産処分承認申請手続が必要になってきます。これを来年3月の申請に向け、今現在珠洲市のほうで事務作業を進めていただいております。

ただ、国の許可がおりるのには最短でも半年あるいは最長ですと2年くらい要するというふうに県の担当課から聞いておりますので、珠洲市のほうでは認可された後、解体に向けた協議を進めてまいりたいとしておりますので、許可後に珠洲市と協議を重ねていきたいというふうに考えております。

また、ダイオキシン経過措置調査等の件であります。厚生労働省穴水監督署のほうでは、し尿処理施設、これに関しては、ごみ焼却施設の解体に必要な環境調査等の対象施設には該当しないということなので、対象外というふうにご理解いただければと思っております。

また次に、再度の施設建設は不可能と聞くがその見解はということですが、単独ならば施設建設は可能であります。しかしながら、単なる焼却施設、水処理施設では補助対象施設には該当しません。結局、補助金等による施設整備を図るには、平成17年度に創設されました循環型社会形成推進交付金事業、これに該当することが前提となってきております。この交付対象事業としましては、循環型社会の形成を進めるために幅広い施設を対象としておまして、廃棄物処理施設等の新設及び増設並びに改造に係る事業で18の施設種目があります。例えば、し尿及び浄化槽汚泥等の処理に関しましては、し尿浄化槽汚泥高度化処理施設が該当しているところで、そういった補助金を受けての建設は可能かというふうに考えております。

議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

ありがとうございます。少しだけ安心しました。必要であれば循環型社会に対応して施設の建設ができるということで、安心いたしました。

さて、現況の水処理に関するランニングコスト、トータルで結構です。資料

はもらっているんですが、どうも随分大きいような気がしてしょうがないので。それから、あわせて公共下水道の汚泥処理費用の年間のトータルのコストを明示願えればありがたいんですが。

議長（新平悠紀夫）

環境対策課長竹下正雄君

環境対策課長（竹下正雄）

ご説明申し上げます。

能登町衛生センターのランニングコストはということで、人件費、光熱水費、修繕費等の施設管理費を含めまして、過去5年間の平均におきましては715万円ぐらいです。それから18年度に実績におきましては6,580万円となっております。

よろしく申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

下水道課長西戸人志君

下水道課長（西戸人志）

それでは、鍛冶谷議員の質問にお答えをいたします。

ランニングコストということでございますが、まず汚泥の処分費ですが、公共下水道で年間、委託料ですが483万7,515円。これは18年度の実績でございます。それに公共下水道の施設の管理費でございますが、これは汚泥処理業務も含めまして3,068万6,205円となっております。

以上でございます。

議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

環境のほうの課長にお尋ねしたいんですが、水処理のほうの施設をつくった総事業費が平成元年の3月で6億5,200万ですよね。そして、ここ10年、今からさかのぼって、18年からさかのぼって9年になりますか。平成9年までの修繕費が2億4,000万強。それ以前のデータは私は持ち合わせていないんですが、これについて、修繕費がこんなふうにかかるというのはどうお考えか。

今の衛生センターの所長は大変有能で、資格もいっぱいお持ちで、きちんと

した管理ができるということで、私は常々人から聞いていて、いいなと思って
いるんですが、いい人がやるということと修繕費が大きいということは別の問
題なので、総事業費の6億5,200に対して、ここ10年だけで修繕費が2億4,000
万円というのは、課長としたらどんなふうにお考えでしょうか。

議長（新平悠紀夫）

環境対策課長竹下正雄君

環境対策課長（竹下正雄）

お答えいたします。

修繕費のことではありますが、あの施設は常に計画的に基幹改良を重ねてござ
いまして、そういうための経費は住民に安心、安全を提供する施設からも常に
経費をかけながら改修、修繕等をやっておりますので、そういった意味では
高いとも言えますし、また、あの施設を長期にわたって使用するに当たりまし
てはそれくらいの経費が必要なのかなというような考え方もございます。

いずれにしましても施設の維持管理にかかる経費でございますので、高いと
も安いとも何とも判断しようがございません。

議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

大変正直な答えでよろしいんですが、できれば水処理でかかっているほかの
当該の類似施設もあるでしょうし、そういうところと自分たちが対比して、ど
う自分たちの経費が使われているんだろうというような検討ぐらいは、この先
して行って、少しでも抑えていくということも大事なことですし、また、施設
のちゃんとした機能を生かすためにも機能診断を受ければこうなっていくとい
うことで、必要な経費は必要な経費として見ていくというふうに考えたとし
ても、類似の処理センターの金額ぐらいは、またどうか検討しておいてください。

何でこんなふうに言うかといったら、実は私は福光の燃焼処理工場をもう少
し生かせんかなという思いから言っているのです。なぜかというと、福光の処理
センターで燃焼するならば、し尿は生から燃して灰そのものにできます。今や
っている方法は、水処理にしても何にしても一たん汚泥にして水分除去して、
そして焼却もしくは埋立処分、農地の肥料として使うというような方法はある
んですが、三角形の一辺を通るか三角形の二辺のほうを通るかということで、
焼却は大変有効なやり方じゃないかなというふうに私自身が思っております。

最後の質問として、当町の財政事情をかんがみると2つの形態の違う終末処理施設を所有、稼働することはできません。福光衛生センターは、珠洲市との合同持ち合わせ施設であり、先ほど町長のほうからも説明があったとおり、珠洲市はバイオマスメタン発酵施設ということで、今、日本全体から非常に注目されているということで、先般私の知っている方が視察に見えたそうですが、そこに移行して、少々まだ問題はありそうですが、当然この形でバイオマスメタンでやっていくんだらうと思います。

そういう意味で、当該施設を利用しなくなったことで、先ほど町長の説明では3月までに申請の準備をし、そして申請を終えても早くて半年、長ければ2年かかると。取り壊しには。それでちょっと、もしかしたらチャンスがというふうに思ったこともあるんですが、当町が水処理でやることを選択したのは理解できます。ただ、水処理法と燃焼式は今ほど申しましたように三角形の一辺と二辺という考え方をすれば、処理能力のキャパシティ、イニシャルコスト、ランニングコスト、外部処理の委託の費用、処理対応力、時間なんかも延長運転ができるとか、必要なときに稼働できるとか、それから当然のことながら公共下水の汚泥にも浄化槽汚泥にもいつでも対応できる。そういう意味では、トータルのコストで非常に安く上がるのが本当は燃料方式かなというふうに私は理解しています。

もう一度言います。当町の財政事情をかんがみたら、今やっている水処理は使わなければいけないが、水処理の機能にもずっとこの機能が生きるかどうかわかりません。そういう意味で、取り壊しをするのは今、方針として決まったということですが、どうか取り壊しをする前に、その可能性調査だけでもすることは可能かどうかを町長にお尋ねして、終わりたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

町長持木一茂君

町長（持木一茂）

議員のご質問は、この施設の解体前に再利用を含めた調査の意思はということだと思っておりますが、平成15年度以降、し尿と各種汚泥との搬入割合が逆転しております。そういった面も含めまして、今現在の能登町衛生センターでの今後の処理が能力的あるいは機能的可能かどうか。また、新たな処理方策の検討の中で福光衛生センターの再利用に向けたものもトータル的に判断させていただくためにも、そういった調査費の計上について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（新平悠紀夫）

13番鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

では最後の大トリ、まとめます。今ほど町長から発言あったとおり、実は生し尿よりも浄化槽汚泥、公共下水道汚泥のほうが圧倒的に多くなり、水処理のほうでも逆転しています。これから汚泥の形態、そういうものが変わってこようと思います。時代が変わる中で、またどうか前向きな検討をお願いして、ありがとうございました。きょうの質問を終わります。

議長（新平悠紀夫）

以上で一般質問を終わります。

休 憩

議長（新平悠紀夫）

ここで暫時休憩いたします。この間に追加日程表を配付いたしますので、よろしくお願ひします。（午後3時45分）

再 開

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後3時46分再開）

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了したので、あす12月13日を休会としたいと思います。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（新平悠紀夫）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

休会決議について

議長（新平悠紀夫）

追加日程第1 「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あす、12月13日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（新平悠紀夫）

異議なしと認めます。

したがって、あす12月13日は休会とすることに決定しました。

次の会議は、12月14日午前10時から本議場で開会いたします。

散 会

議長（新平悠紀夫）

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午後3時48分）

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（新平悠紀夫）

ただいまの出席議員数は19人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

決算委員長報告

議長（新平悠紀夫）

去る、9月定例会で閉会中の継続審査となっていました、日程第1 認定第1号「平成18年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第14 認定第14号「平成18年度珠洲市・能登町環境衛生組合歳入歳出決算の認定について」までの14件を一括議題とします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長 山崎元英君

決算特別委員長（山崎元英）

去る、9月7日「決算特別委員会」に付託されました、認定第1号から認定第14号までの能登町における平成18年度の各会計13件及び平成18年度末をもって解散致しました珠洲市・能登町環境衛生組合歳入歳出決算審査の結果をご報告いたします。

まず、審査の経過といたしましては、11月14日以降、6回の委員会を開催し、決算書及び主要施策の成果説明書をもとに、執行された内容について各担当課から説明を受け慎重に審査をいたしました。

その結果、各会計とも全会一致で決算はそれぞれ認定すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会の意見及び指摘事項として次の点を申し添えます。

まず、一般会計及び10の特別会計については、予算の執行は適法かつ適正に処理され、計数も正確であると認められるが、税及び負担金・使用料等の徴収率の向上に更に努められたい。滞納繰越分では約6千2百万円の収納があるが、平成18年度現年分で同額程度の未納額が発生し、徴収に努力した結果が数として表れていないので、今後、特に現年課税分の徴収率の向上に努力されたい。それには、口座振替制度の推進が有効と考えられます。

また、前年度の決算特別委員会の委員長報告に強く指摘があったにもかかわらず、18年度において国営農地開発事業負担金の未納者に対する滞納処分が

まったく執行されておらず職務怠慢といわざるを得ません。18年度は5百80万円余りの徴収成果がみられるが、依然として1億5千万円余りの滞納繰越額となっており、町の財政の大きな負担となっていることは明白であります。よって、公平・公正の観点からも能登町滞納処分審議会の目的に沿い、地方自治法等関係法令に基づき粛々と滞納処分として（差押等）を執行されることを再度強く要求するものです。

町の行財政改革の点では、地域バスやスクールバスなどの運行は旧町村の運行形態が継続されており、町全体としての交通体系を総合的に考慮し、集中的に審議する検討委員会の設置を検討することを提言するものです。また、町所有の遊休土地の売却や貸付などで有効活用を図ること、各施設の管理委託の積算根拠の統一化や温泉施設の保守管理委託の一元化、各埋立処分場の管理委託やごみ収集業務の委託料の統一した基準を定めること、公用車の買取とリースとの費用対効果を検討することを要望するものです。

下水道、農業集落排水事業等において接続率の低い地区があるので、各特別会計の収支状況の改善のため、今後更に接続率の向上を図ることが必要と思われます。

次に企業会計では、水道事業会計においても加入の促進や有収率の向上が望まれます。

病院事業会計においては、ここ数年赤字決算が続いているがこの原因は構造的なものや診療報酬の改定などの外的要因があると考えられ、この解消には医業収益に対する人件費比率をできる限り引き下げることが望ましい。医師や看護師の充足などで医業収益を改善するのが望ましいが、現在の社会情勢では大幅な収益増は難しいと考えられることから、高額給与者の人事交流などによる人件費比率の削減が望まれます。

県は20日、県内19市町の平成18年度普通会計決算の概要を発表しましたが、能登町の指標は、人件費などの削減により、経常収支比率がころうじて100%（99.7%）を切りました。しかしながら他の3指標（自主財源比率、実質公債費比率、起債制限比率）は、いずれも県内ワースト1であり財政構造が硬直状況にあります。

今後、より一層、行財政改革に取り組み、審査の結果が後年度の予算編成や行政執行に活かされることを強く望み、報告とさせていただきます。

議長（新平悠紀夫）

以上をもって、決算特別委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

いま決算委員長さんが報告されましたけれど、成果表に基づいて審査されたということでありまして、2・3点もう少し結果を聞きたいと思います。

滞納額については、いろいろと言われましたけれど成果が見られていない。それと同時に、もう一つ、開発パイロット事業に対する受益者分担金の滞納額が結局公平公正の原則に欠けているのではないかと言われました。そういうことをどこまで、どのようにその2点を追求したのか。

それとまた、その滞納額の中に私たち同僚の議員が二人おるんじゃないかと、私は認識しておる訳でございますので、そういう問題もどこまで追及して審査したのか、委員長に聞きたいと思います。

議長（新平悠紀夫）

決算特別委員長 山崎元英君

決算特別委員長（山崎元英）

ただいまのご質問に答弁いたします。

質問の内容は2点あったかと思いますが、先程委員長報告にもありましたように質問の内容につきましては、国営開パにつきましては説明をしましたが、より一層の具体性を持たせるために委員会の審議の経過を記録した文書がございます。それに基づきまして説明をさせていただきます。

まず先程出ました開パについての分担金の未納については、第3回の委員会、11月16日に行っておりますけれども、その時に農林課の審査のときに初めてこの問題が提出されました。この原因はどういうものにあるのか、あるいは滞納処分をどのようにしているのか、というような意見が出されました。

それに基づきまして第4回の委員会が11月19日に行われました。これは税務課でございますけれども、税務課の審査の中でこの問題が出まして、まずどれだけの滞納金があるのか、という問題から報告がございまして、その結果、受益者負担の滞納額が平成18年度過年度分調定額が1億5,679万4,990円でございます。そして過年度収納額が報告書にも言いましたように585万5,612円ございました。それとまた18年度の不納欠損額、これはどうしても収納できないという金額ですね。それが56万6,604円でございます。それで平成18年

度の過年度未収額は1億 5,037万 2,774円ございました。これにつきまして委員の中から意見が出ましてもっと強行にしっかりと、負担の公平ということで収納に努めるべきでないかという意見が出されまして、その法的な手段といたしまして差押等も可能ではないかという、議論がなされました。しかしながらそれについての意見がその収納しております収納対策室内の意見が統一的ではございませんでした。出来るという意見と出来ないという意見がございました。

それにつきまして意見の統一をして欲しいということをごちの方から要請いたしまして、次の20日の日に再度、税務課の収納対策室からのまとまった統一した意見を聞きました。その結果、その見解の相違があった点につきましては、これは差押することが出来るという意見に統一されたということでございまして、その報告がございました。その事由といたしましては、この分担金につきましては、公法上の債権という、公の債権であるということで差押が出来る。そして公法上の債権に対して、私法上の債権というものがありますけれども、それは例えば水道料なんかですけれども、それは未納になっても差押は出来ないというものがあるそうでございます。それで公法上の債権である為に差押も出来るということで、今後は差押も加えて執行にあたるべきではないか、ということでございます。

現在収納室では訪問徴収、家庭の方へ訪問しながら徴収をお願いするということと、あるいは文書によって徴収を催告しているというような状態でございますけれども、より進んだ徴収方法を探って欲しいということを行いました。

それと第2点目の個別のこととございますけれども、これにつきましては各委員からなんら質問もございませんし、求めることも致しませんでした。これは、2005年度の4月に施行されました個人情報保護法も念頭にあったと思えますし、プライバシーの問題、そんないろいろな問題がございまして個人的なものについては、調査はしておりませんので、報告させていただきます。だから分からないということです。以上です。

8番（志幸松栄）

議長、委員長そこに居ていただければ、もう1点だけ私言いたいものですか。よろしいですか、議長。

議長（新平悠紀夫）

8番 志幸松栄君

8番（志幸松栄）

委員長、そこに待っていて下さい。

委員長の報告で公の差押の出来る問題と出来ない問題ということについては、これは私の一点目の質問だったと思います。私が言いたいのは、この前に誰かが言われたように滞納がどれだけあるのか。町長が皆さんの前で答弁されたと思いますけれども、ただ公平公正ということを経理長さん並びに委員の方が使われておりました。

その中で2点目の問題ですけれども、私たちもテレビ報道、情報その他にいろいろな問題があります。ただし私たちの仲間に、並びにこの行政関連者の中に滞納者がいる、関連した人がいるということについては、もう少し追求してかかって、これはどうなのかということで追求して欲しかったなと思います。

以上で私質問を収めたいと思います。それについて次、今後私たち議員も正して行かなければならんことは、議員の中で全協その等で話して行きたいと思えます。以上でございます。

決算特別委員長（山崎元英）

答弁は。

8番（志幸松栄）

答弁はいりません。居っていただきたかっただけです。あんまり柔らかすぎたなあと思えますし、2点目の答弁については、公平公正の原則に欠けているなあと思ったので、私は居っていただきたかっただけですわ。以上です。

議長（新平悠紀夫）

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これから、採決を行います。お諮りします。

認定第1号「平成18年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成18年度能登町有線放送事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成18年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成18年度能登町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成18年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成18年度能登町観光施設特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成18年度能登町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第8号「平成18年度能登町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第9号「平成18年度能登町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第10号「平成18年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第11号「平成18年度能登町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第12号「平成18年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第13号「平成18年度能登町病院事業会計決算の認定について」

認定第14号「平成18年度珠洲市・能登町環境衛生組合歳入歳出決算の認定について」の以上14件に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、認定第1号から認定第14号までの以上14件は、原案のとおり認定されました。

委員長報告

議長（新平悠紀夫）

次に、日程第15 議案第79号「平成19年度能登町一般会計補正予算」から、

日程第24 議案第88号「平成19年度能登町水道事業会計補正予算」までの10件及び、

日程第25 議案第89号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から、

日程第28 陳情第2号(継続審査分)「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と北陸地方整備局の業務執行体制の拡充を求める陳情書」までの4件、併せて14件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長 向峠茂人君

総務常任委員長（向峠茂人）

それでは総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第79号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第6号）歳入及び所管歳出」

議案第80号「平成19年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第89号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」以上4件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

次に教育民生常任委員長 宮田勝三君

教育民生常任委員長（宮田勝三）

それでは教育民生常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第79号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第6号）所管歳出」

議案第81号「平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第82号「平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」

以上3件は、原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

次に、請願第4号「老人憩の家「たなぎ荘」の存続を求める請願」は、採択することに決定しました。以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

次に産業建設常任委員長 鍛冶谷眞一君

産業建設常任委員長（鍛冶谷眞一）

産業建設常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。

議案第79号「平成19年度能登町一般会計補正予算（第6号）所管歳出」

議案第83号「平成19年度能登町観光施設特別会計補正予算(第1号)」

議案第84号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」

議案第85号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」

議案第86号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）」

議案第87号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第88号「平成19年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」以上7件は、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、継続審査となっておりました陳情第2号「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と北陸地方整備局の業務執行体制の拡充を求める陳情書」につきましては、審議した結果、結論を出すに至らず、審議未了と決定いたしました。以上をもって報告を終わります。

議長（新平悠紀夫）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議案第79号～議案第88号

議長（新平悠紀夫）

これから、採決を行います。お諮りします。

議案第79号「平成19年度能登町一般会計補正予算」

議案第80号「平成19年度能登町有線放送事業特別会計補正予算」

議案第81号「平成19年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第82号「平成19年度能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第83号「平成19年度能登町観光施設特別会計補正予算」

議案第84号「平成19年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」

議案第85号「平成19年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第86号「平成19年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」

議案第87号「平成19年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算」

議案第88号「平成19年度能登町水道事業会計補正予算」の以上10件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

はい、ありがとうございました。起立全員であります。よって、議案第79号から議案第88号までの以上10件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第89号～議案第90号

次に、議案第89号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す

る条例について」、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の以上2件に対する委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第89号、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第4号

次に、請願第4号「老人憩の家「たなぎ荘」の存続を求める請願」に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第2号

次に、陳情第2号(継続審査分)「防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と北陸地方整備局の業務執行体制の拡充を求める陳情書」に対する委員長報告は、審議未了であります。委員長報告のとおり審議未了とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり審議未了とすることに決定しました。

休 憩

ここで、暫く休憩いたします。

(午前10時50分)

再 開
追加議案（発議第8号）

議長（新平悠紀夫）

休憩前に引き続き会議を開きます。 (午前11時00分再開)

お諮りします。ただいま、鍛冶谷眞一君ほか3人から、発議第8号「道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書の提出について」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書の提出について

議長（新平悠紀夫）

追加日程第1 発議第8号「道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書の提出について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。13番鍛冶谷眞一君

13番（鍛冶谷眞一）

ただいま上程されました発議第8号「道路特定財源諸税の暫定税率維持に関する意見書の提出について」その提案理由の説明をいたします。

本県は南北に細長く、人・モノの移動は自動車交通への依存度が極めて高いため、高規格幹線道路から生活道路に至るまで、真に必要な道路の整備を着実に進める必要がある。

また、今回の能登半島地震では、集落が孤立するなど災害時において交通の途絶の危険性が高いことを改めて認識させられ、安全・安心の観点からも災害に強い道路整備の必要が一層浮き彫りとなったところである。

本県ではこれまでも県民の生活を確保する身近な道路や広域交流を促進し、更なる県土の一体化を図る上で必要不可欠な道路の整備を進めているが、住民の安全・安心な生活を確保する道路は未だ十分とは言えず、今後とも地方の活性化を図るため、交流人口の拡大につながる幹線道路や生活道路の整備促進が極めて重要である。

こうした中、道路特定財源については、本来の税率に上乗せして適用してい

る暫定税率の適用期限が平成20年春に到来するが、昨年閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」において「20年度以降も厳しい財政事情のもと、環境面への影響にも配慮し、暫定税率による上乗せ分も含め、現行の税率水準を維持する」こととされている。

道路特定財源の見直しにあたっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要な道路整備を遅らせることがないよう、道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源の充実を図る必要がある。

このため、国におかれては、地方が真に必要な道路整備を計画的に進めるための道路特定財源については、地方の貴重な道路整備財源となっている現状にかんがみ、道路特定財源の現行の税体系を維持するとともに、平成20年度以降も現行の税率水準を維持する法案を、今年度内に確実に成立させることにより、安定的かつ確実な財源を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

つきましては、議員各位におかれましてご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（新平悠紀夫）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（新平悠紀夫）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（新平悠紀夫）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採 決

議長（新平悠紀夫）

これより、発議第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

ありがとうございました。挙手全員であります。よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました、発議第8号の提出先及びに処理方法につきましては、議長に一任をお願いいたします。

閉会中の継続審査の申し出の件

議長（新平悠紀夫）

お諮りします。

総務常任委員会をはじめとする、3常任委員長及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について又、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第2「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長、持木一茂君

町長（持木一茂）

議員各位におかれましては、慎重なご審議を賜り、ありがとうございました。また議案12件と9月議会より審議いただいております平成18年度能登町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、能登町水道事業会計及び病院事業会計歳入歳出決算、珠洲市・能登町環境衛生組合歳入歳出決算の認定14件につきましても承認、議決いただきまして誠にありがとうございました。今年は、能登半島地震あるいは集中豪雨があるなど大変な年でした。来年は無事平穏な年になることを議員各位とともに祈り申し上げ、第4回能登町議会定例会の終了のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

閉 議・閉 会

議長（新平悠紀夫）

これをもちまして、平成19年第4回能登町議会定例会を閉会します。皆様、8日間にわたり大変ご苦労様でした。どうもありがとうございました。

(午前10時45分)

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年12月14日

能登町議会議長 新 平 悠紀夫

署 名 議 員 久 田 良 平

署 名 議 員 石 井 良 明